

浄化槽管理者への意識調査結果

(浄化槽の適正な維持管理に関するアンケート)

平成 26 年 3 月

目 次

1. 調査概要	1
(1) 抽出方法	1
(2) 配布方法	1
(3) 調査期間計画	1
(4) 調査対象数	1
(5) 有効回答数	1
(6) 回収率	1
2. 結果	2
2-1 回答者の属性	2
2-2 クロス集計結果（各問×法定検査受検者・未受検者）	3
(1) 浄化槽の基本的な認識状況（問 1, 2, 3）	3
(2) 保守点検に関する認識状況，実施状況（問 6, 7）	4
(3) 清掃に関する認識状況，実施状況（問 8, 9）	5
(4) 法定検査に関する認識状況，実施状況（問 10, 11）	6
(5) 法定検査の受検結果とその後の対応（問 12, 13）	7
(6) 法定検査を受検しない理由（問 14）	8
(7) 法定検査の受検指導の有無（問 15, 16）	9
(8) 浄化槽の機能と水環境の保全についての考え方（問 17）	9
(9) 浄化槽の年間維持管理費用（問 20）	10
(10) 浄化槽の年間維持管理費用に対する意識（問 21）	11
(11) 維持管理に関する情報源（問 4, 5, 19, 22）	12
(12) 浄化槽の広報の方法についての意見（問 23）	15
(13) 保守点検業者，清掃業者，指定検査機関に対する意識（問 18）	16
(14) 浄化槽に関する疑問，意見，要望（問 24）	17
3. 調査結果まとめ	18
4. 補足	19
4-1 管理者年齢に関して	19
(1) 回答者属性	19
(2) 回答者年齢別結果	19
4-2 浄化槽種類に関して	22
(1) 法定検査受検状況及び使用年数と浄化槽種類の関係	22
(2) 浄化槽の種類別集計	22

調査概要

広島県内の浄化槽管理者を対象とし、次の方法でアンケートを行った。

(1) 抽出方法

各市町の浄化槽管理者（法定検査受検者・未受検者）から無作為抽出

(2) 配布方法

郵送

(3) 調査期間計画

平成 25 年 6 月 5 日～6 月 18 日

※宛先不明による対象者減少などにより、未受検者を対象に追加発送を実施。

(4) 調査対象数

計画：2,034 名（各市町設置基数の約 1%，4,000 基未満の場合 40 名）

実施：2,379 名（計画対象数に未受検者 345 名を追加）

(5) 有効回答数

計画：1,119 名以上（各市町の法定検査受検者・未受検者各 10 名以上）

回収：1,136 名

※安芸高田市の未受検者については、予定の有効回答 10 名を下回った。

(6) 回収率

47.8%（うち法定検査受検者 64.3%，未受検者 35.4%）

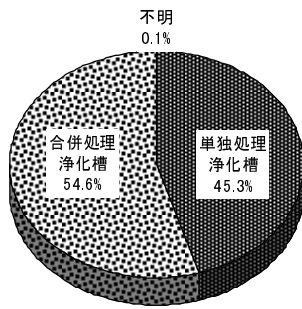
表 1-1-1 市町別 調査対象数

市町名	調査対象数			市町名	調査対象数		
	計画	追加	合計		計画	追加	合計
広島市	144	22	166	安芸高田市	46	9	55
呉市	82	10	92	江田島市	40	12	52
竹原市	68	10	78	府中町	40	7	47
三原市	128	19	147	海田町	40	6	46
尾道市	230	34	264	熊野町	40	6	46
福山市	346	51	397	坂町	40	6	46
府中市	69	10	79	安芸太田町	40	6	46
三次市	83	13	96	北広島町	40	6	46
庄原市	40	22	62	大崎上島町	40	12	52
大竹市	40	8	48	世羅町	40	12	52
東広島市	209	36	245	神石高原町	40	6	46
廿日市市	149	22	171	合計	2,034	345	2,379

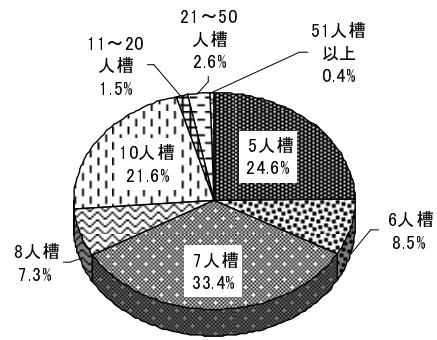
結果

1-2 回答者の属性

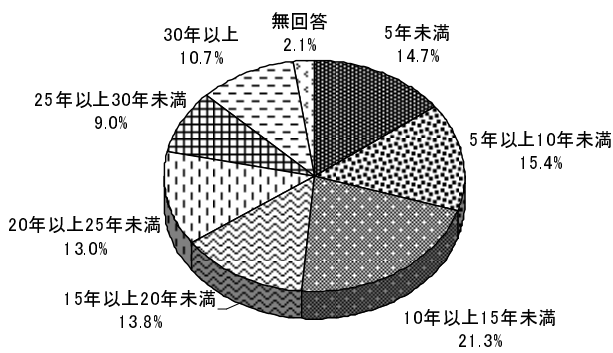
①浄化槽種類



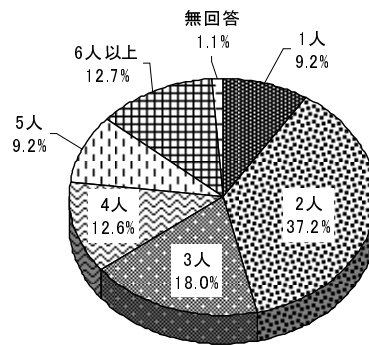
②人槽



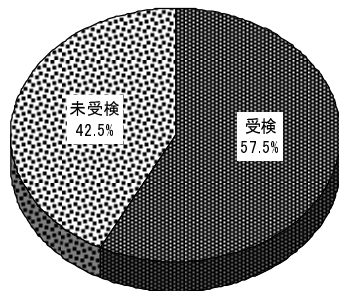
③使用年数



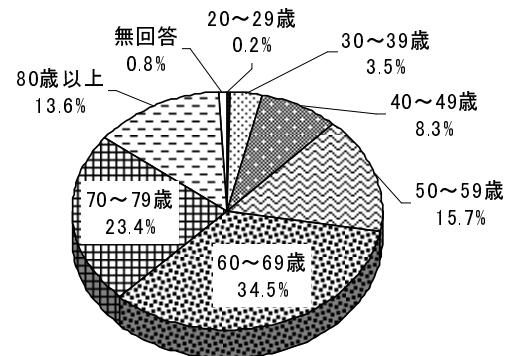
④浄化槽使用人員



⑤法定検査受検・未受検



⑥年齢



1-3 クロス集計結果（各問×法定検査受検者・未受検者）

(1) 浄化槽の基本的な認識状況（問1, 2, 3）

浄化槽の役割（生活排水の処理）については回答者全体の90.9%が認識しており、法定検査の受検者、未受検者*による大きな差は見られなかった。浄化槽の種類（単独，合併）の認識については全体で75.6%であり、浄化槽の役割と比較してやや低いが、受検者、未受検者による大きな差は見られなかった。（資料編 p.6 参照）

また、浄化槽の維持管理（定期的な保守点検，清掃，法定検査）の必要性については受検者・未受検者で傾向が異なり、保守点検，清掃及び法定検査の全てを必要と認識している回答者は受検者63.1%に対して未受検者38.5%，保守点検，清掃のみで良いと認識している回答者は受検者12.3%に対して未受検者29.8%となった。（図2-1-1）

このことから、未受検者は、受検者に比べ法定検査の必要性を認識していない割合が高い。

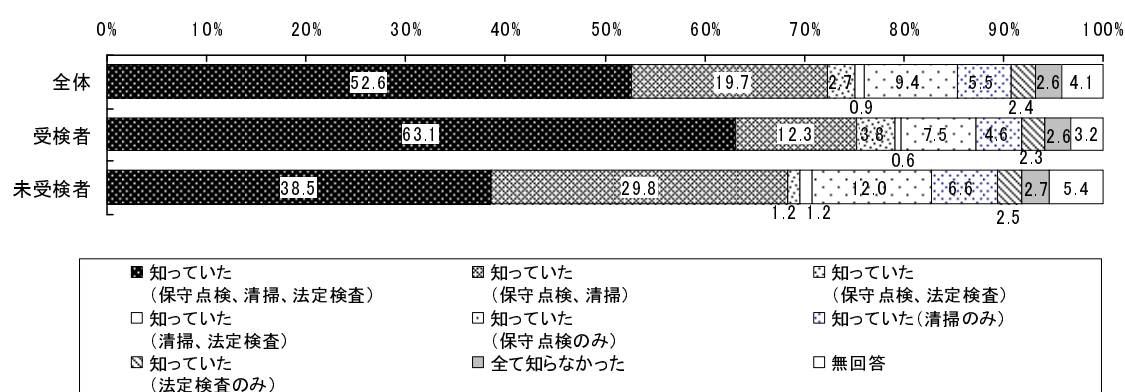


図2-1-1 維持管理の必要性についての認識状況

*受検者・未受検者：浄化槽法第11条に定める定期検査の受検者又は未受検者

(2) 保守点検に関する認識状況、実施状況（問 6, 7）

保守点検とはどのようなことを行うか「知っていた」とした回答者は全体で77.2%であり、受検者では79.3%、未受検者では74.3%であった。（資料編 p.11 参照）

また、保守点検を業者に委託・実施している回答者は全体で92.1%であり、受検者では94.6%、未受検者では88.6%であった。（図 2-1-2）

保守点検の認識状況、実施率ともに全体で高い割合を示しているが、いずれも未受検者が受検者よりもやや低い結果となった。

実施回数については、年間で「3～4回実施」が全体で41.2%と最も高く、受検者・未受検者に大きな差は見られなかった。（図 2-1-3）本調査の回答者属性においては10人槽以下が95.4%を占めており、浄化槽法では通常の使用状態において「概ね3～4ヵ月ごとに1回以上」とされている。このことから、「無回答」及び「わからない」を除いた回答者のうち、少なくとも約80%の回答者は浄化槽法の規定どおりに保守点検を実施していると考えられる。（図 2-1-4）

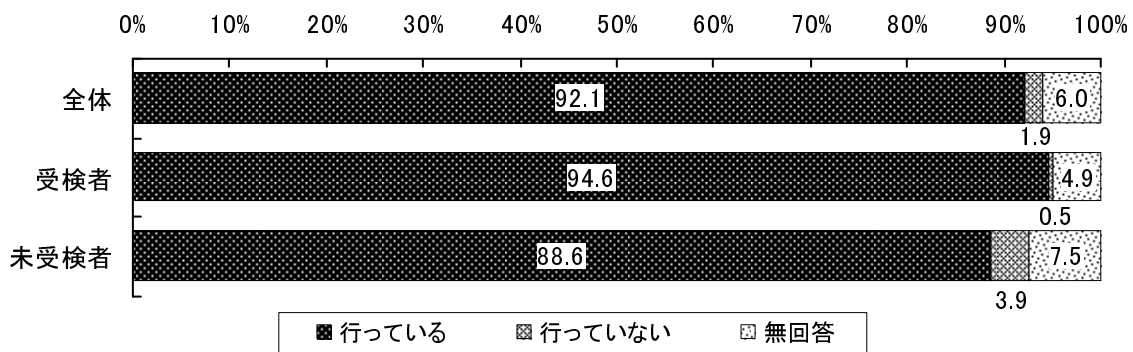


図 2-1-2 保守点検 実施状況

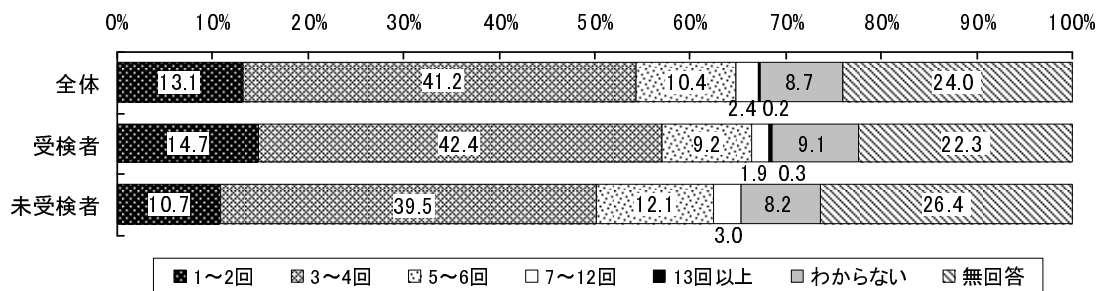


図 2-1-3 保守点検 実施回数（年間）

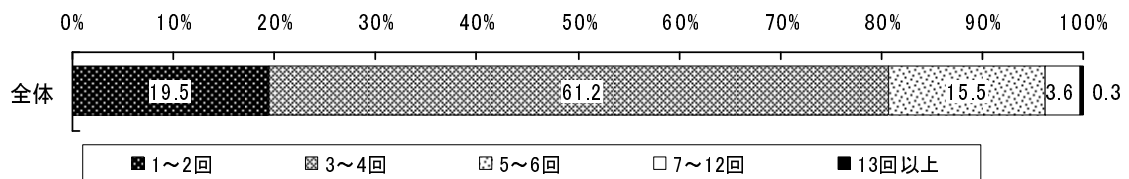


図 2-1-4 保守点検 実施回数（「わからない」「無回答」を除く）

(3) 清掃に関する認識状況、実施状況（問 8, 9）

清掃（溜まった汚泥の引き出し）とはどのようなことを行うか「知っていた」とした回答者は全体で 86.3%であり、受検者は 87.4%、未受検者は 84.7%であった。（資料編 p.12 参照）

また、清掃を業者に委託・実施している回答者は全体で 95.1%と高い割合を示し、受検者では 96.5%、未受検者では 93.2%であった。（図 2-1-5）

保守点検と同様に、認識状況、実施率はいずれも未受検者が受検者よりもやや低い結果となった。

実施回数については、年間で「1～2回実施」が全体の 54.3%であり、受検者では 59.0%、未受検者では 47.6%であった。（図 2-1-6）浄化槽法における規定は年 1 回以上（全ばっ気方式単独処理浄化槽のみ 6 ヶ月に 1 回以上）実施のため、「無回答」及び「わからない」を除いたほとんどの回答者は適切に清掃を実施していると考えられる。（図 2-1-7）

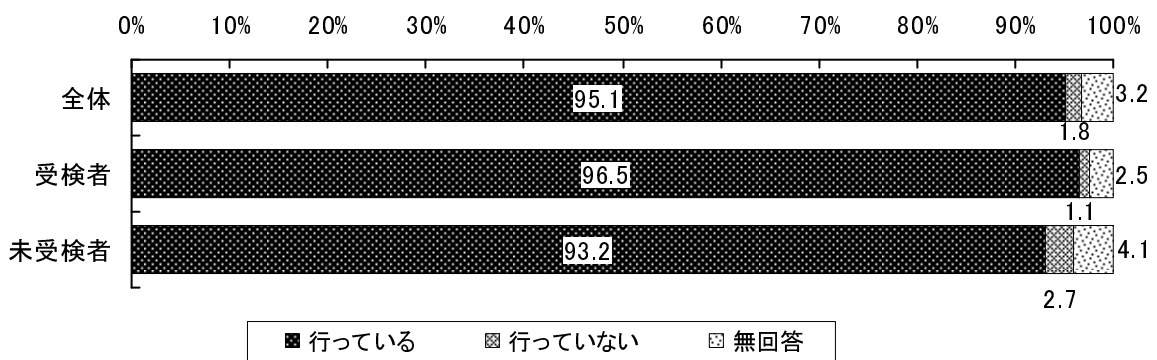


図 2-1-5 清掃 実施状況

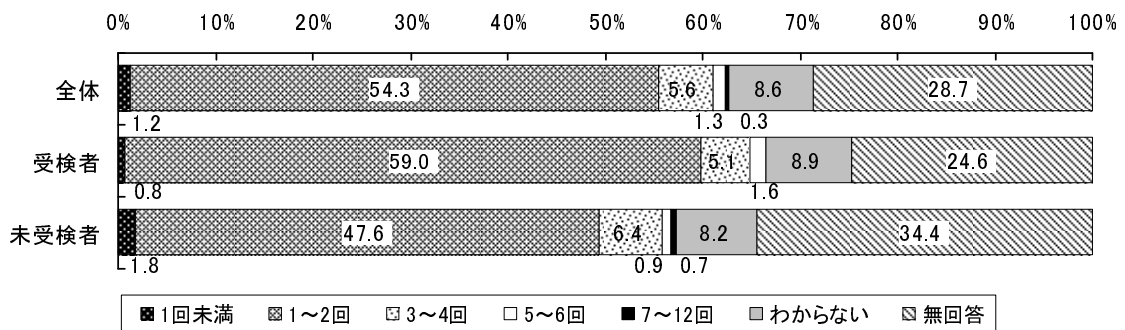


図 2-1-6 清掃 実施回数（年間）

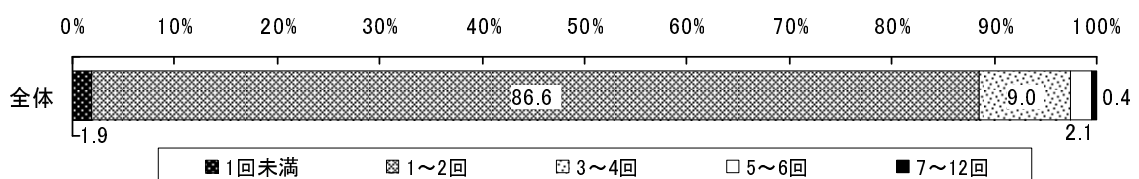


図 2-1-7 清掃 実施回数（「わからない」「無回答」を除く）

(4) 法定検査に関する認識状況、実施状況 (問 10, 11)

法定検査とはどのような目的で行われるか「知っていた」とした回答者は全体で68.5%であり、保守点検、清掃と比較すると10~20%程度低い割合を示した。

また、受検者・未受検者で比較すると、受検者の76.9%に比べて未受検者は57.1%と低くなっており、認識状況に差が見られた。(図 2-1-8)

実施状況については、法定検査を「受けている」とした回答者は全体で78.0%であり、受検者は96.9%、未受検者は52.4%であった。(図 2-1-9)

なお、本調査は各市町の浄化槽整備台帳のデータを基に対象者を抽出したが、回答者属性の未受検者のうち「受けている」とした回答者が52.4%いることについては、①過去に受検したことがある、②保守点検等と誤認している、③近年受検しているが台帳の情報更新されていないことなどが考えられる。

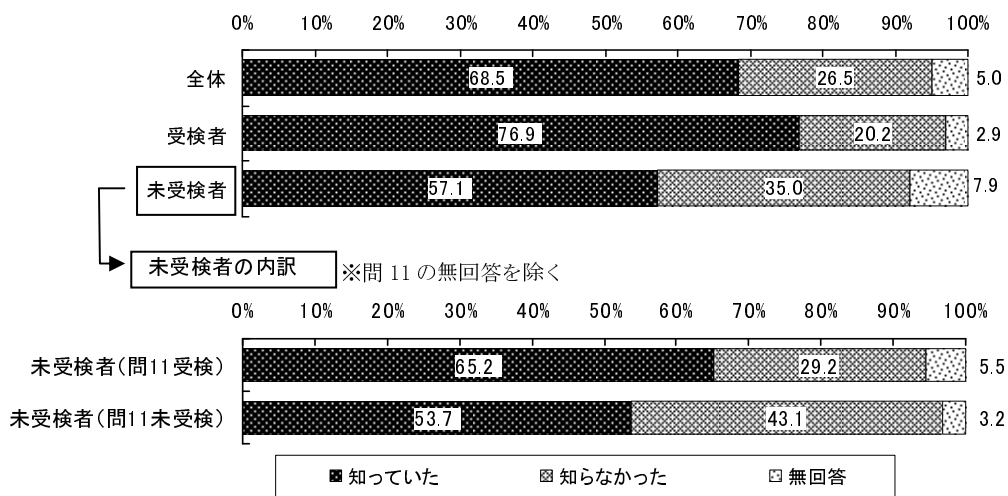


図 2-1-8 法定検査 認識状況

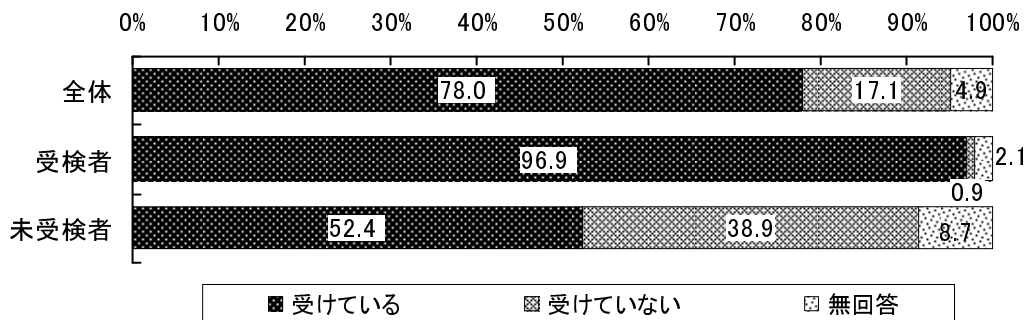


図 2-1-9 法定検査 受検状況

(5) 法定検査の受検結果とその後の対応（問 12,13）

問 11 において法定検査を「受けている」とした回答者（886 名）を対象に、最近の法定検査の受検結果を尋ねた。

全体では「A判定（適正）」が69.4%であり、「B判定（おおむね適正）」を合わせると88.5%であった。判定後に保守点検業者による改善措置が必要な「C判定（不適正）」の回答者は4.4%であり、法定検査の受検者、未受検者による大きな差は見られなかった。

一方で、判定結果が「わからない」とした回答者は受検者では2.5%、未受検者では11.1%となり、未受検者の方が維持管理の状況把握が不十分であると考えられる。（図 2-1-10）

また、「C判定（不適正）」と判定された場合の対応については、「保守点検業者又は清掃業者に相談した」とした回答者が最も多く（66.7%）、「何もしていない」又は「市町から指導があったが、何もしていない」とした回答者はほとんど見られなかった。（図 2-1-11）

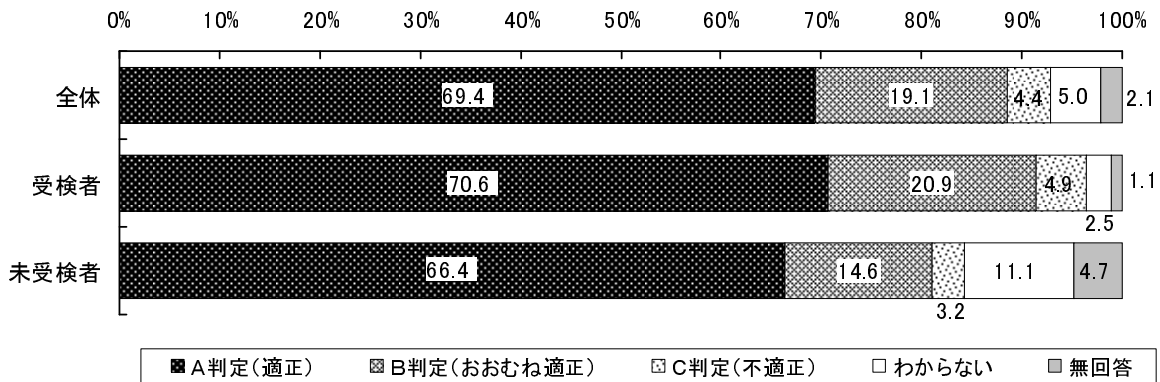


図 2-1-10 法定検査 判定結果

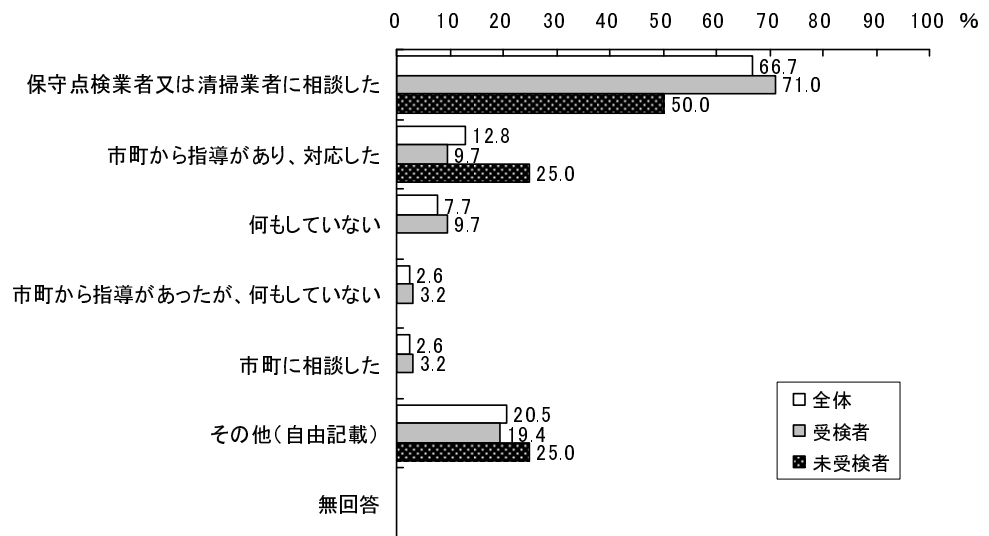


図 2-1-11 法定検査 不適正判定後の対応

(6) 法定検査を受検しない理由（問 14）

問 11 において法定検査を「受けていない」とした回答者（194 名）を対象に、受検しない理由を尋ねた。「保守点検しているから必要ない」，「清掃を実施しているから必要ない」という回答が特に多く見られた（順に 75.3%，72.2%）。次いで「検査料が高い」（43.8%），「指定検査機関に不信感がある」（32.0%），「近所の浄化槽は法定検査を受けていない」（24.7%）となった。（図 2-1-12）

その他（自由記載）についても回答項目と類似するものが多く，法定検査を「受けていない」とした回答者は，法定検査の意義を十分に認識していないと考えられる。

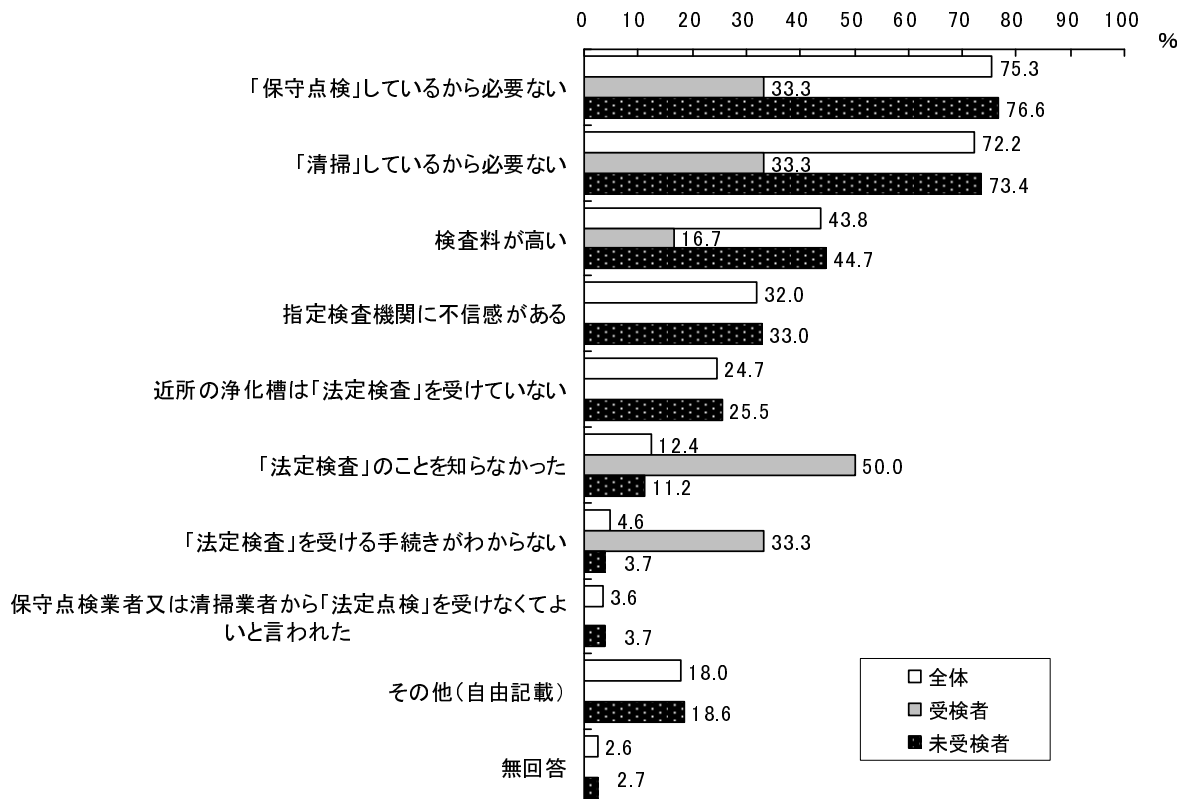


図 2-1-12 法定検査を受検しない理由

(7) 法定検査の受検指導の有無（問 15,16）

問 11 において法定検査を「受けていない」とした回答者（194 名）を対象に、行政（県又は市町）から指導を受けたことがあるか尋ねたところ、「受けたことはない」とした回答者が全体の 48.5%と最も高い割合を示した。（図 2-1-13）

また、「受けたことがある」とした回答者 27.8%（54 名）に、どのような手段で指導を受けたか尋ねたところ、ほとんどが「指導文書の送付」であった。（図 2-1-14）

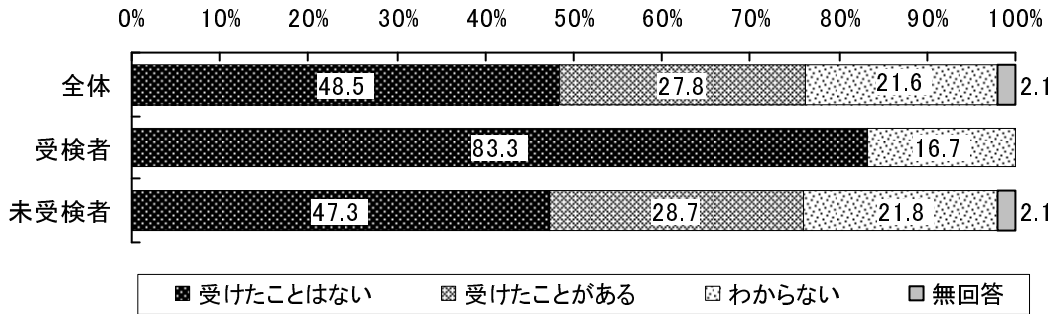
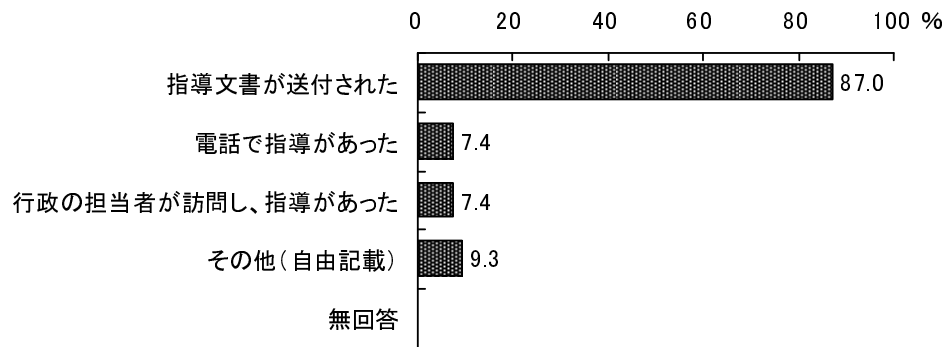


図 2-1-13 未受検者に対する指導の有無



※受検者の回答は 0 のため、全体及び受検者の系列は省略

図 2-1-14 指導を受けた手段

(8) 浄化槽の機能と水環境の保全についての考え方（問 17）

浄化槽の維持管理と水環境の保全との関係性について、考え方を尋ねた。

全体では「清掃や保守点検をしていれば、法定検査は不要」とした回答者が 45.7%であった。受検者では 35.5%、未受検者では 59.4%であり、未受検者において特に高い割合を示した。次いで「定期的な保守点検、清掃と法定検査による確認が必要」とした回答者は 40.9%であり、受検者では 54.1%と、未受検者 23.2%の 2 倍以上となる高い割合を示した。（図 2-1-15）

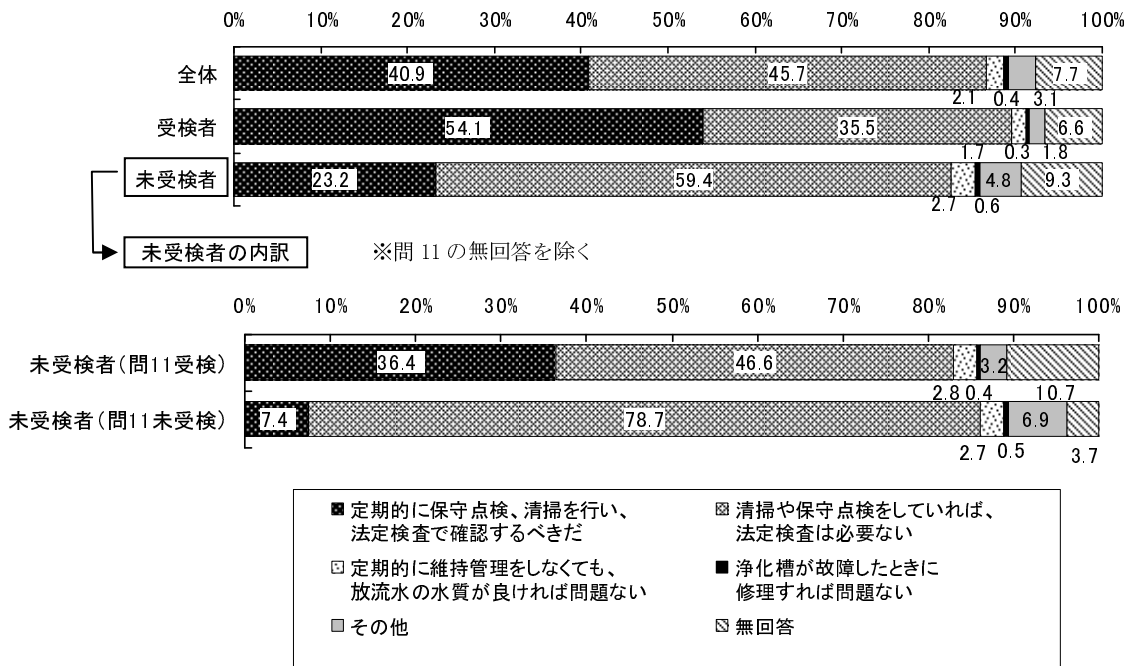


図 2-1-15 浄化槽の機能と水環境の保全についての考え方

(9) 浄化槽の年間維持管理費用 (問 20)

浄化槽の維持管理に掛かる概算の年間費用を尋ねた。

「3 万円以上、4 万円未満」とする回答が全体の 20.6%であり、単独処理浄化槽においても 14.4%と最も高い割合を示した。合併処理浄化槽では「5 万円以上、6 万円未満」とする回答の割合が最も高く、全体的に合併処理浄化槽の方が単独処理浄化槽よりも維持管理費用が高い傾向を示した。(図 2-1-16)

一般的に浄化槽の維持管理費用は、人槽規模ごとに処理量の違いなどによって価格が異なるため、各人槽規模による集計では、人槽が大きくなるにつれて維持管理費用の分布が高額に広がる傾向がみられた。(図 2-1-17)

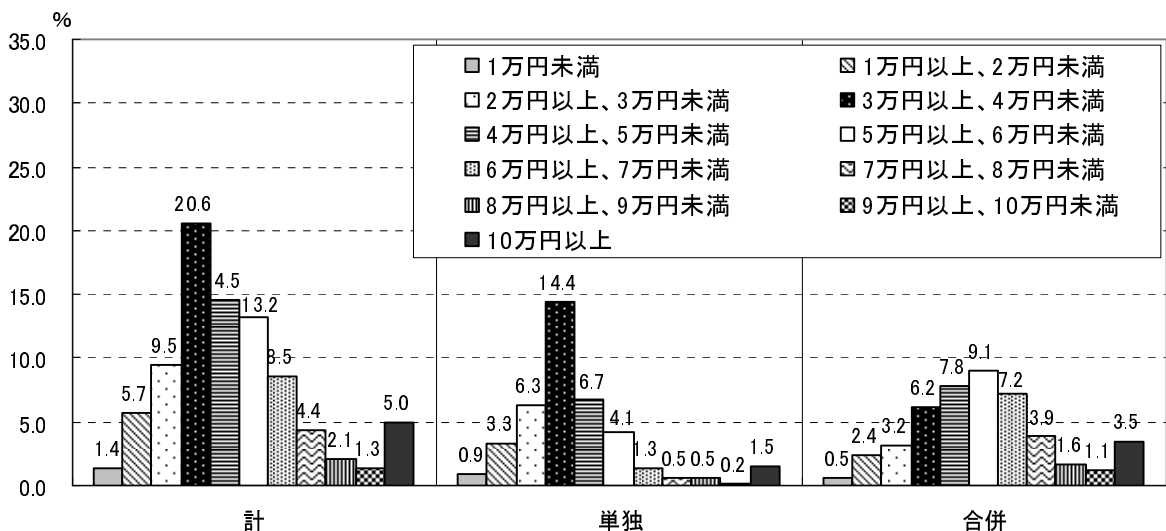


図 2-1-16 年間維持管理費用 (単独・合併別)

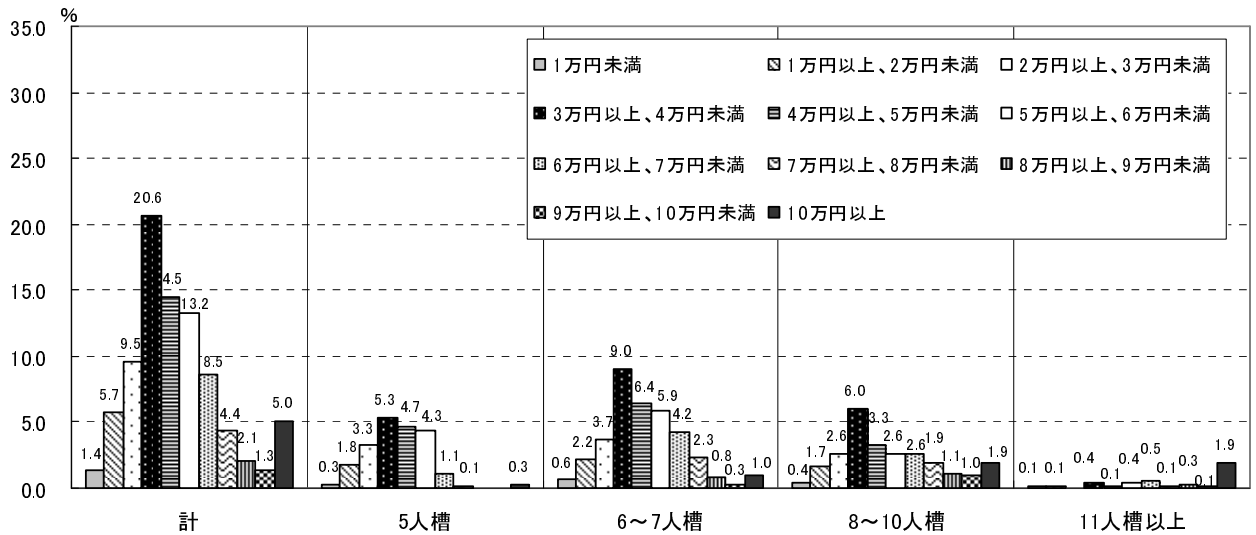


図 2-1-17 年間維持管理費用（人槽別）

(10) 浄化槽の年間維持管理費用に対する意識（問 21）

問 20 で尋ねた浄化槽の年間維持管理費用に対する意識を尋ねた。

全体では「高い」とした回答者が 61.1%であった。受検者では 60.8%，未受検者では 61.5%であり，受検，未受検を問わず最も高い割合を示した。次いで「適当」とした回答者は 17.5%であり，受検者では 19.8%，未受検者 14.5%と，受検者の方が高い割合を示した。なお，「安い」とした回答者は，受検，未受検を問わず 0 件であった。（図 2-1-18）

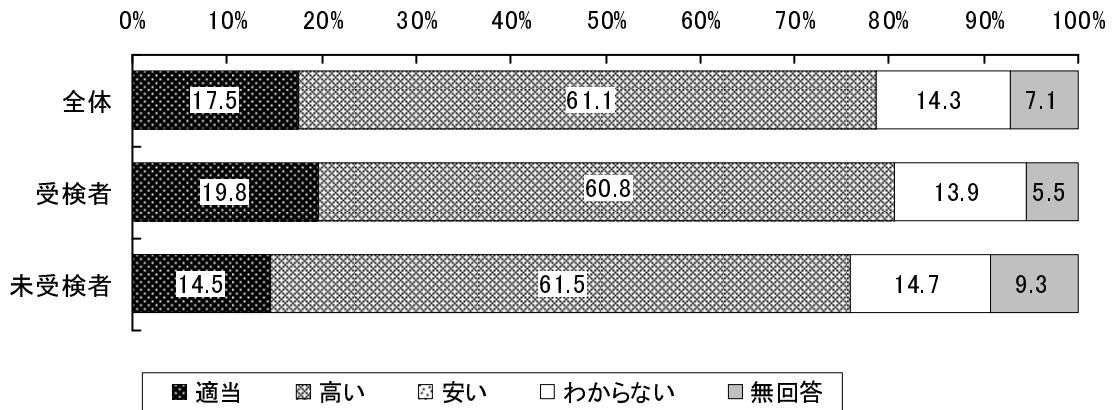


図 2-1-18 年間維持管理費用に対する意識

(11) 維持管理に関する情報源 (問 4, 5, 19, 22)

定期的な維持管理について、浄化槽管理者がどのような情報源から情報を得ているのか、業務を通じて直接浄化槽管理者と関わる維持管理業者、及び行政の広報など、考えられる情報源ごとに尋ねた。

日常的に接する機会の多い保守点検や清掃業者から情報を得たという意見が多く見られ、全体的に受検者において「説明を受けた」と回答した割合が高かった。結果を質問項目ごとに以下に示す。

① 施工業者から受けた説明 (問 4)

浄化槽設置の際に、施工業者から受けた維持管理に関する説明内容は、「定期的な保守点検が必要」(68.2%)、「定期的な清掃が必要」(63.8%)とした意見が特に多く、次いで「設置後と毎年1回の法定検査が必要」(41.4%)が多かった。(図 2-1-19)

また、「設置後と毎年1回の法定検査が必要」については受検者(50.1%)と未受検者(29.6%)に大きな差が見られた。

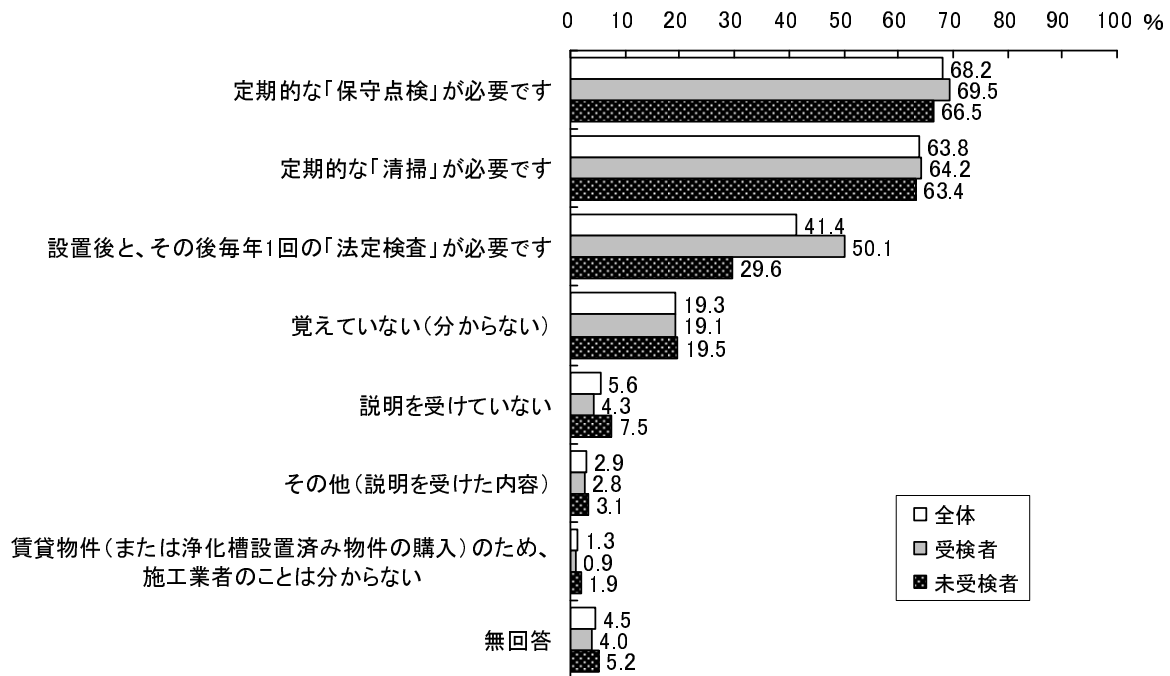


図 2-1-19 施工業者から受けた維持管理に関する説明内容

② 施工業者以外からの説明等 (問 5)

施工業者以外の情報源では「浄化槽の清掃・保守点検業者などから聞いて知った」(61.6%)が最も多い結果となった。(図 2-1-20) 次いで「市町から」(11.3%)や「近隣の浄化槽設置者や知り合いから」(11.2%)とした意見が多かった。

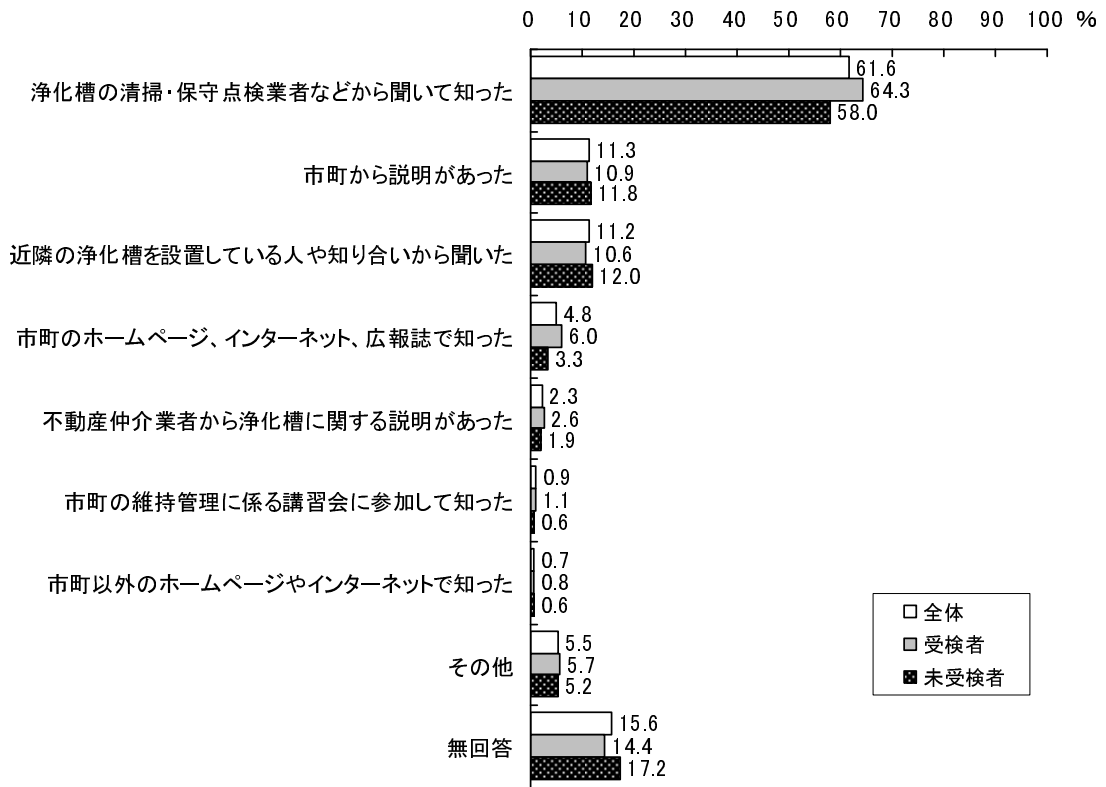


図 2-1-20 施工業者以外からの維持管理に関する説明（情報源）

③ 維持管理業務の必要性（問 19）

ア) 保守点検業者からの説明

保守点検業者から受けた維持管理に関する説明については、「清掃が必要と説明を受けた」（34.9%）が最も多い結果となった。（図 2-1-21）

「説明を受けた」の回答については、いずれの説明内容においても未受検者の値が受検者を下回った。特に「法定検査が必要と説明を受けた」については、受検者（17.9%）に対して未受検者（9.1%）は低くなっており、傾向が大きく異なっていた。

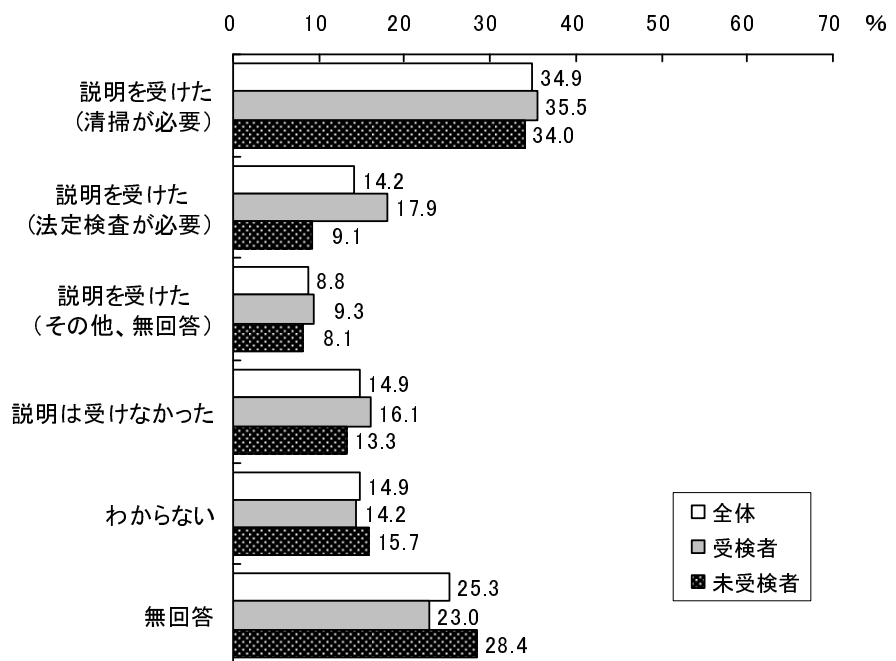


図 2-1-21 維持管理業務の必要性（保守点検業者からの説明）

イ) 清掃業者からの説明

清掃業者から受けた維持管理に関する説明については、「保守点検が必要と説明を受けた」（25.8%）が最も多い結果となった。（図 2-1-22）

保守点検業者からの説明と同様に、「法定検査が必要と説明を受けた」については、受検者（15.2%）に対して未受検者（6.4%）は低くなっており、傾向が大きく異なっていた。

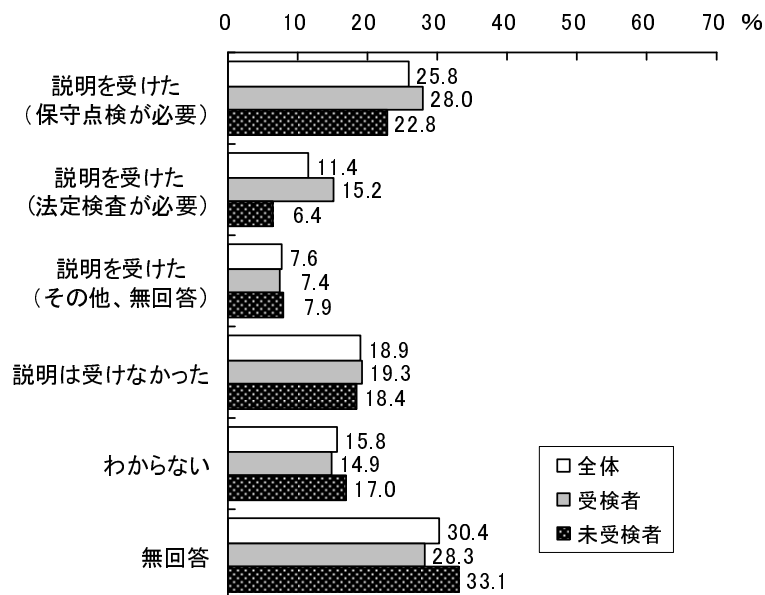


図 2-1-22 維持管理業務の必要性（清掃業者からの説明）

ウ) 指定検査機関からの説明

指定検査機関から受けた維持管理に関する説明については、上記の保守点検業者、清掃業者の結果と比較すると無回答の割合が著しく高く、「説明を受けた」の回答については「保守点検が必要」とした意見が最も多い結果となった。（図 2-1-23）

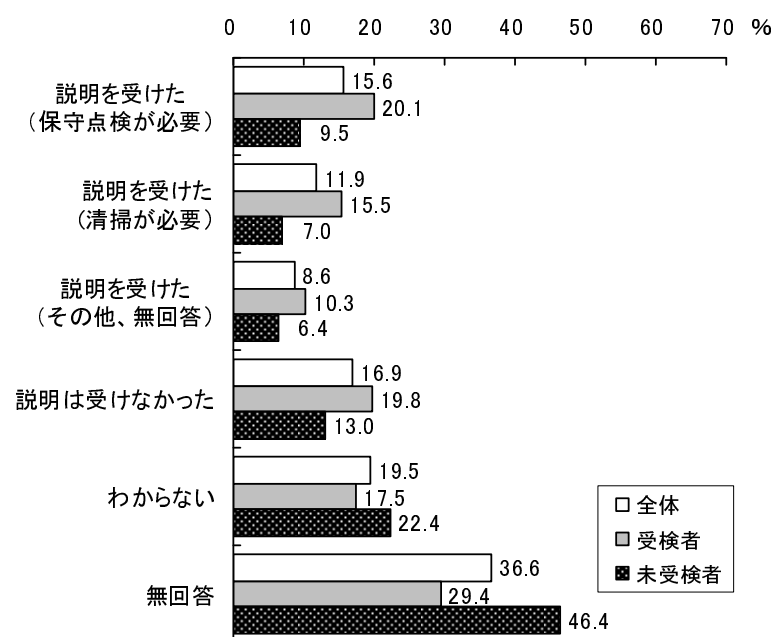


図 2-1-23 維持管理業務の必要性（指定検査機関からの説明）

④ 行政からの情報（広報等）（問 22）

国、県、市町が実施している広報（ホームページ、広報紙等）については、「見たことはない」（48.3%）が最も多く、「見たことがある」という回答の中では、「市町の広報紙」（20.5%）が最も多い結果となった。（図 2-1-24）

問 19 における各事業者からの説明と同様に、全体的に受検者の方が「見たことがある」の割合が高い傾向を示した。

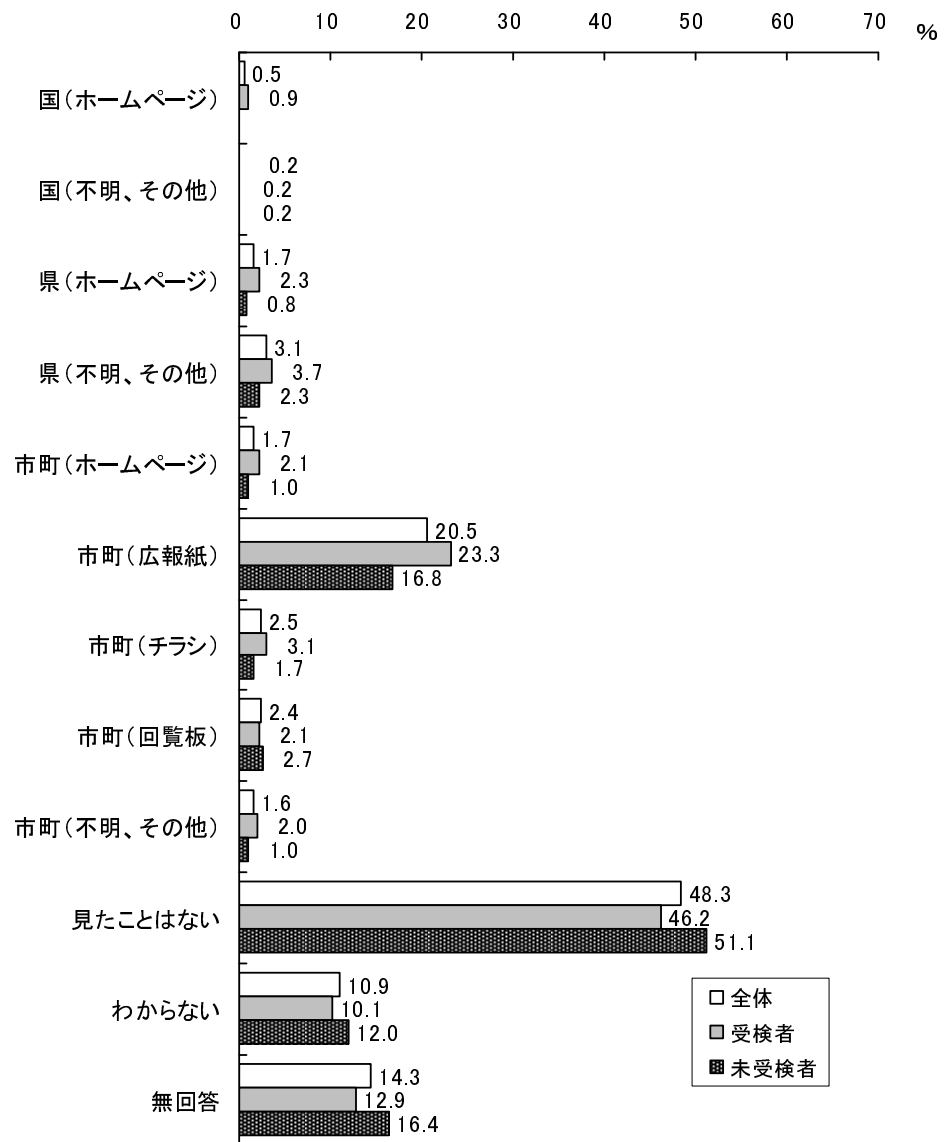


図 2-1-24 行政が実施する広報の認識状況

(12) 浄化槽の広報の方法についての意見（問 23）

浄化槽の広報の方法に対する意見について、自由記述式で質問した。

広報に対する全意見数は 88 件であり、イラストを活用して「分かりやすく」などの広報内容に対する意見（26.1%）が最も多かった。（図 2-1-25）

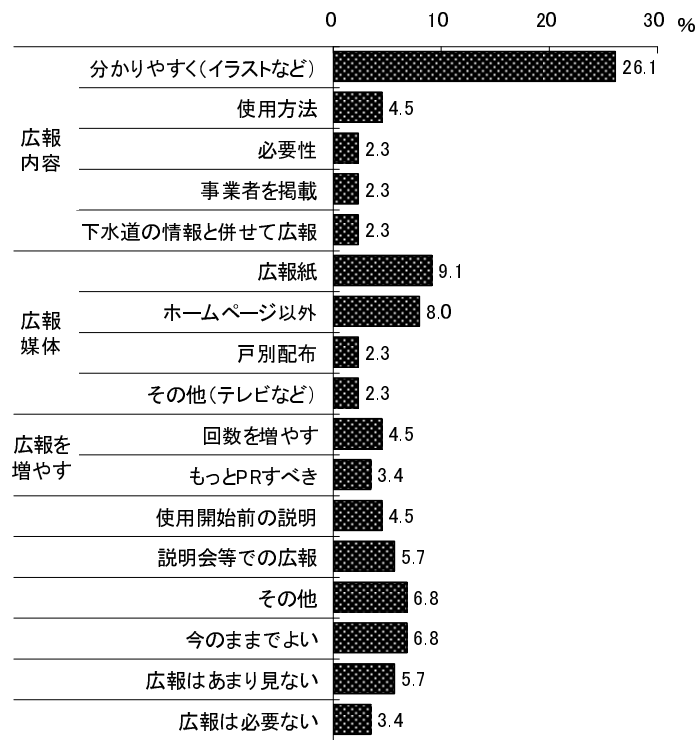


図 2-1-25 広報の方法に対する意見（広報に対する意見以外を除く）

(13) 保守点検業者、清掃業者、指定検査機関に対する意識（問 18）

浄化槽の維持管理を委託する保守点検業者、清掃業者、指定検査機関に対する意識について、自由記述式で質問した。

回答者数は 349 名、全意見数は 410 件であり、「不信や不満がある」との意見（39.0%）が最も多かった。一方で、「現状の対応で問題ない」や「対応が良い」などの肯定的な意見（37.8%）が、不信・不満とほぼ同程度見られた。（図 2-1-26）

記述内容を各維持管理別に分類したところ、法定検査に対しては「不信や不満がある」との意見が（17.6%）が最も多く、肯定的な意見（0.7%）は著しく少なかった。また、保守点検に対しては肯定的な意見（12.4%）が最も多かった。（図 2-1-27）

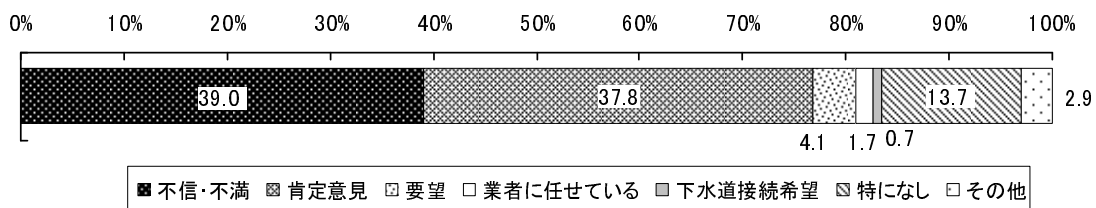


図 2-1-26 維持管理業者に対する意識（内容別）

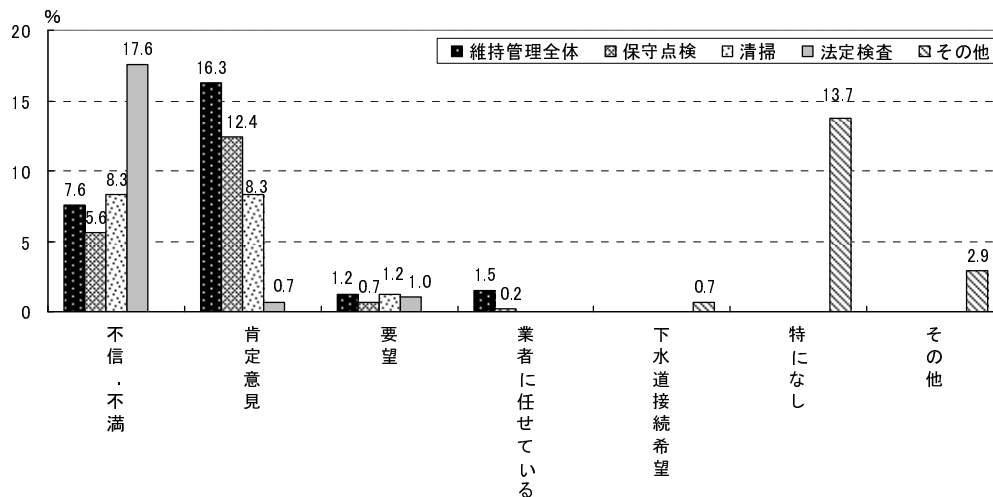


図 2-1-27 維持管理業者等に対する意識（内容・事業者別）

(14) 浄化槽に関する疑問，意見，要望（問 24）

浄化槽全般に関する疑問，意見，要望について，自由記述式で質問した。

回答者数は 468 名，全意見数は 480 件であり，「不信や不満がある」との意見（70.4%）が最も多かった。（図 2-1-28）

また，記述内容を各維持管理別に分類したところ，法定検査に対する「不信・不満」（40.2%）が全意見の中で最も多かった。（図 2-1-29）

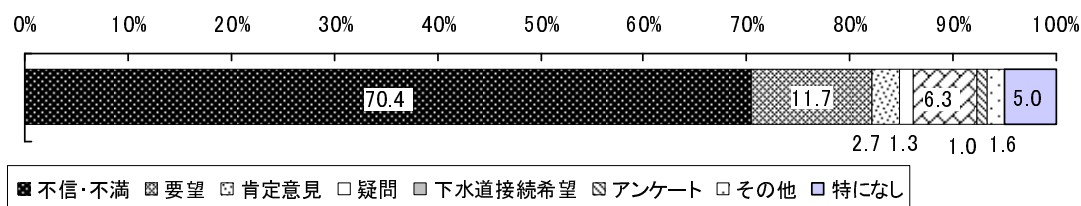


図 2-1-28 浄化槽に関する疑問，意見，要望

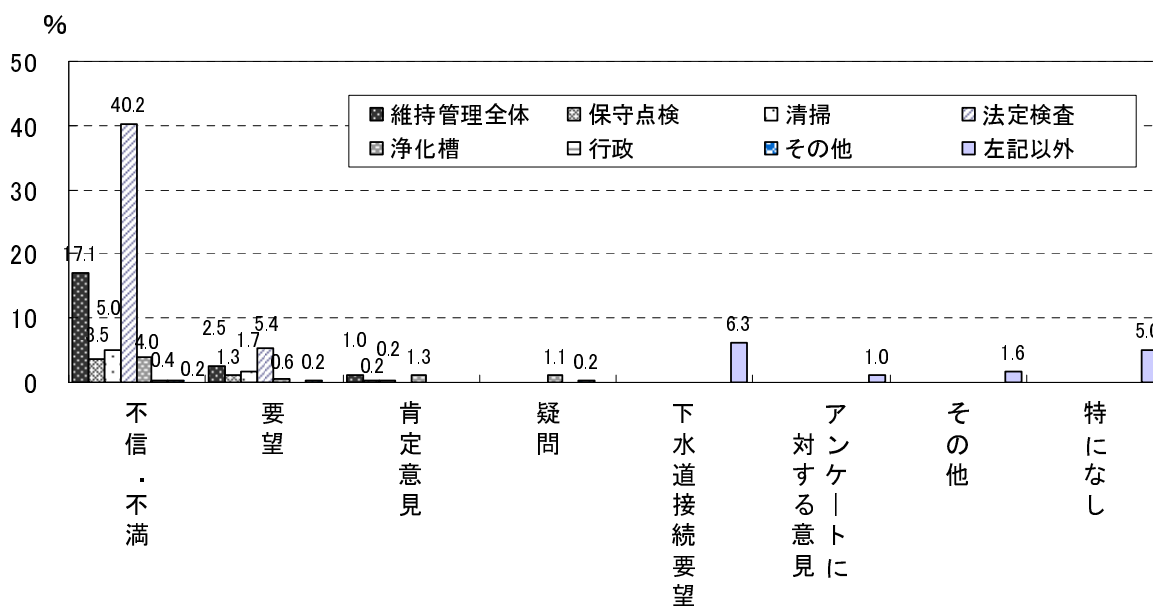


図 2-1-29 浄化槽に関する疑問，意見，要望

調査結果まとめ

浄化槽の働きについては約90%、種類（合併・単独の違い）については約80%の管理者が認識していると考えられる。

3つの維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施の必要性についての認識状況は、全体でも50%程度であり、法定検査の受検、未受検で比較すると、保守点検、清掃のみを必要と認識している管理者の割合は、受検者よりも未受検者において高い傾向を示した。また、水環境保全に対する考え方においても、未受検者では保守点検、清掃を実施していれば法定検査は必要ないとする意見が多かった。

保守点検、清掃の業務に対する認識状況や実施状況は約70～90%と比較的高い割合を示しているが、法定検査の業務に対する認識状況は、保守点検・清掃の認識状況と比較して10～20%程度低い結果となり、法定検査の必要性に対する認識が不十分であることが考えられる。

維持管理に関する情報源については、浄化槽を設置する際に接する工事業者から説明を受けたとした回答者は約70%であり、内容としては保守点検・清掃の必要性が多く見られた。工事業者以外では、日常的に接する機会の多い保守点検・清掃業者から情報を得たという意見が最も多かった。

行政からの広報については、見たことがあるという回答の中では市町の広報紙が最も多かった。また、広報に対する意見では、イラストなどを活用した分かりやすい説明を求める意見が多かった。

保守点検業者・清掃業者・指定検査機関に対する意見や浄化槽全般に関する意見では、法定検査に対する不信、不満や要望が多かった。

補足

1-4 管理者年齢に関して

(1) 回答者属性

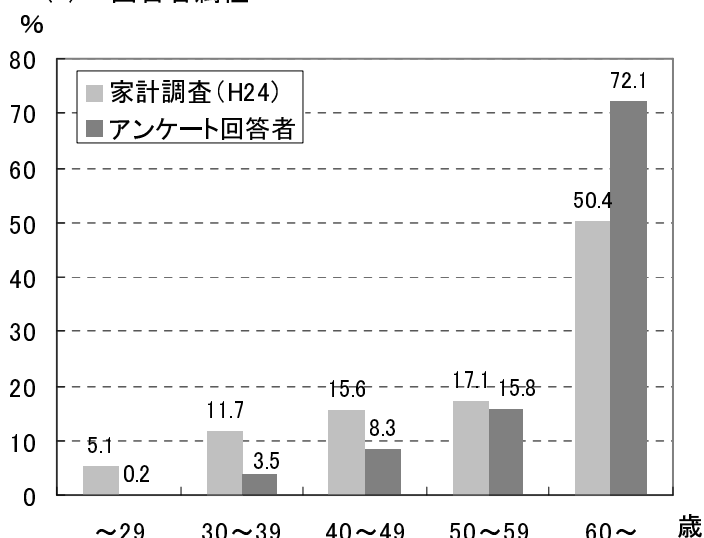


図 4-1-1 年齢別割合の比較

世帯主の年齢別割合（平成 24 年家計調査）とアンケート回答者の年齢別割合を比較すると、60 歳以上が最も大きな割合を占めている。（図 4-1-1）

<比較データ>

統計局 平成 24 年家計調査
世帯主の年齢階級別世帯数(10 万分比)

(2) 回答者年齢別結果

浄化槽の維持管理の必要性に対する認識状況（問 3）について年齢別に見ると、年齢が上がるにつれて保守点検、清掃及び法定検査の全てを必要と認識している回答者の割合が低くなる傾向がみられた。（図 4-1-2）また、浄化槽の機能と水環境の保全との関係性に対する意識（問 17）を見ると、同様に年齢が 50 歳以上において、清掃や保守点検をしていれば法定検査は不要と考える回答者の割合がやや高い傾向がみられた。（図 4-1-3）

加えて、各関係機関から説明を受けた内容（問 19）を見ると、保守点検・清掃業者から「法定検査が必要」と説明を受けたとする回答者の割合が低くなる傾向がみられた。（図 4-1-4 ~ 図 4-1-6）

回答者年齢が高いほど浄化槽設置年数も長く、都道府県の法定検査受検に向けた指導権限が強化された平成 17 年よりも前に設置している浄化槽の場合、必ずしも設置時の指導が行き渡っていない可能性が考えられる。

なお、その他の問については年齢による大きな差はみられなかった。

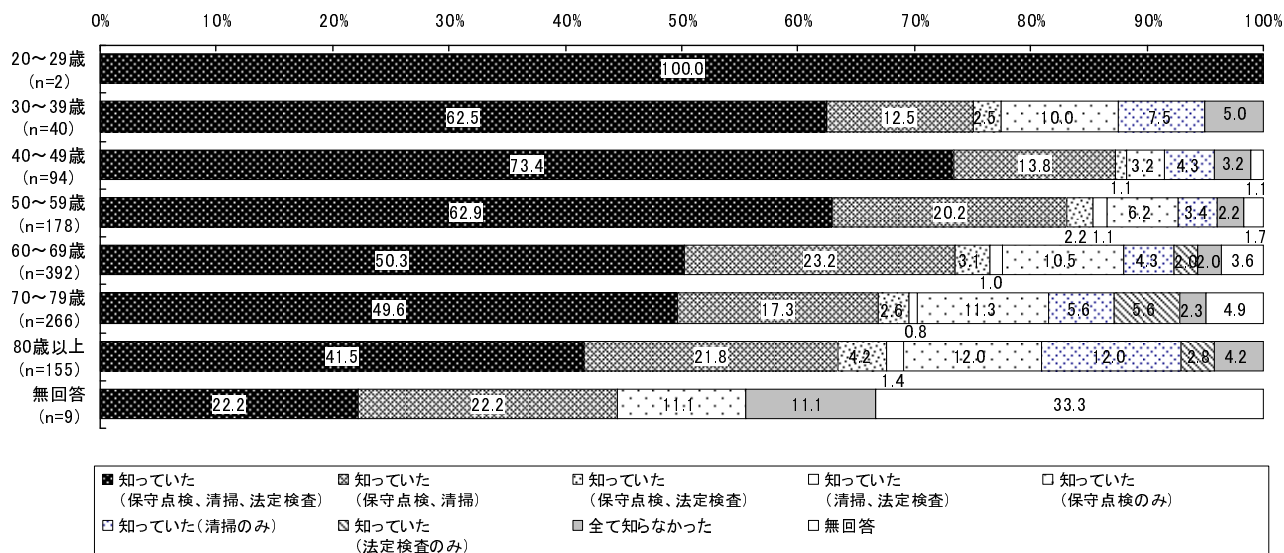


図 4-1-2 浄化槽の維持管理の必要性に対する認識（年齢別）

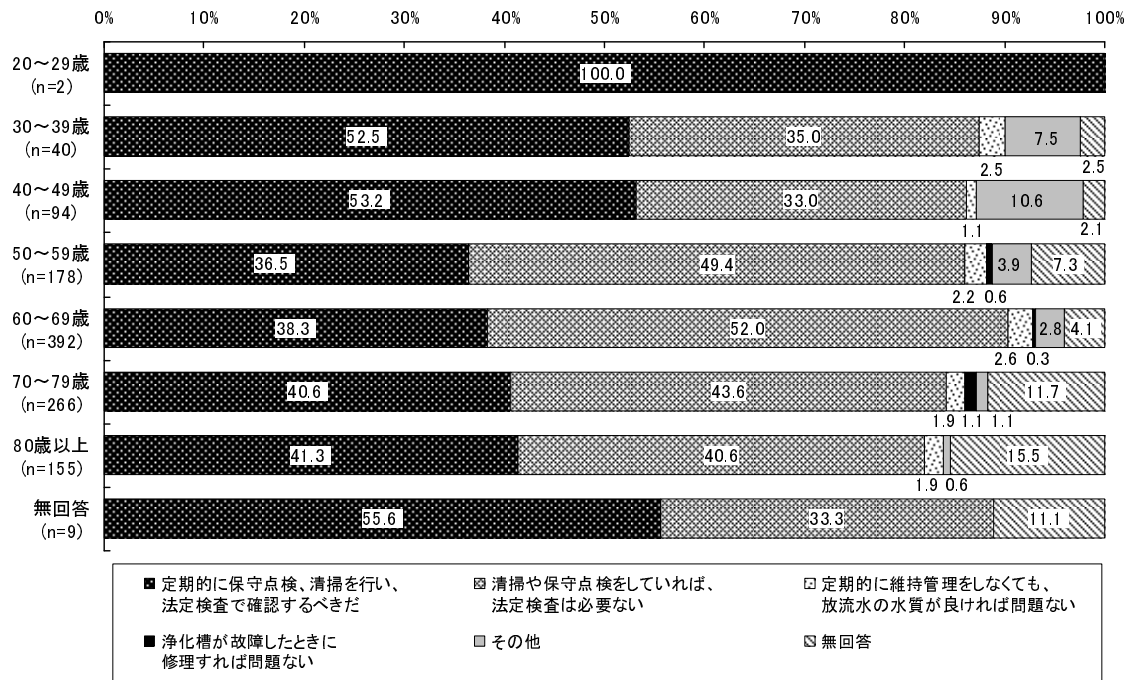


図 4-1-3 浄化槽の機能と水環境の保全との関係性に対する認識（年齢別）

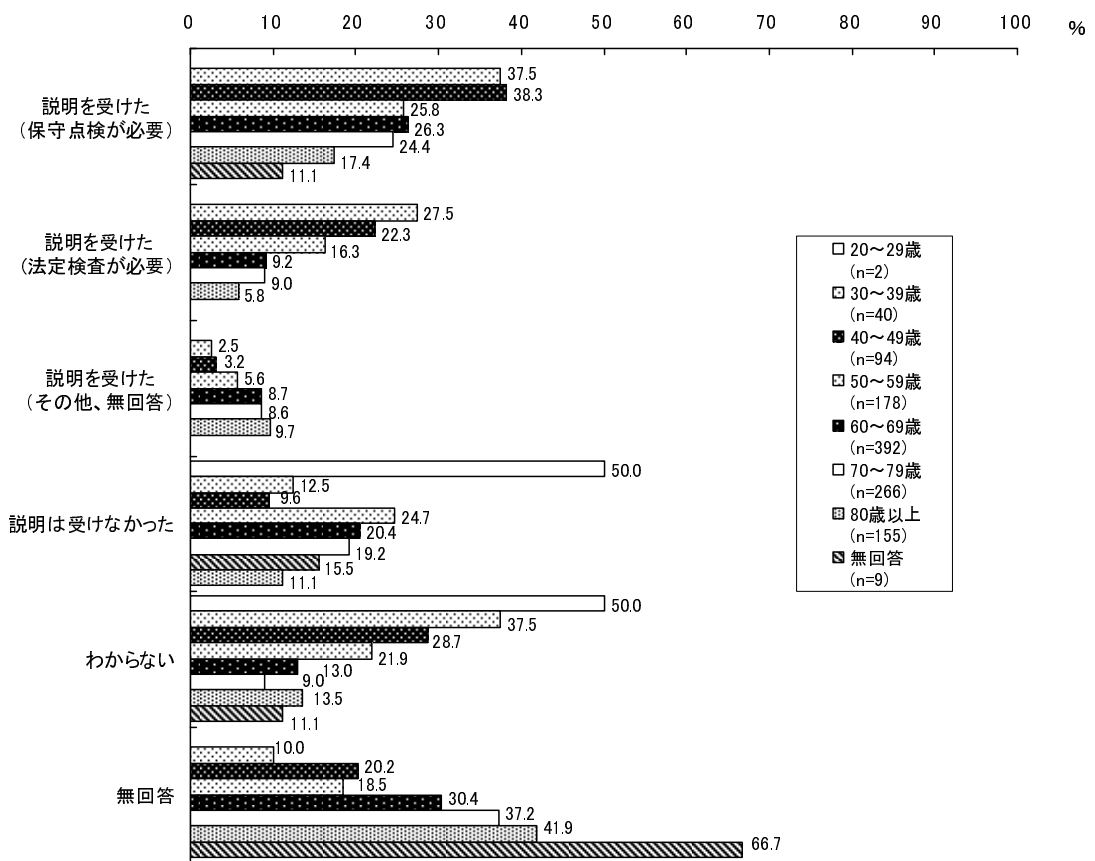


図 4-1-4 維持管理業務の必要性（保守点検業者からの説明, 年齢別）

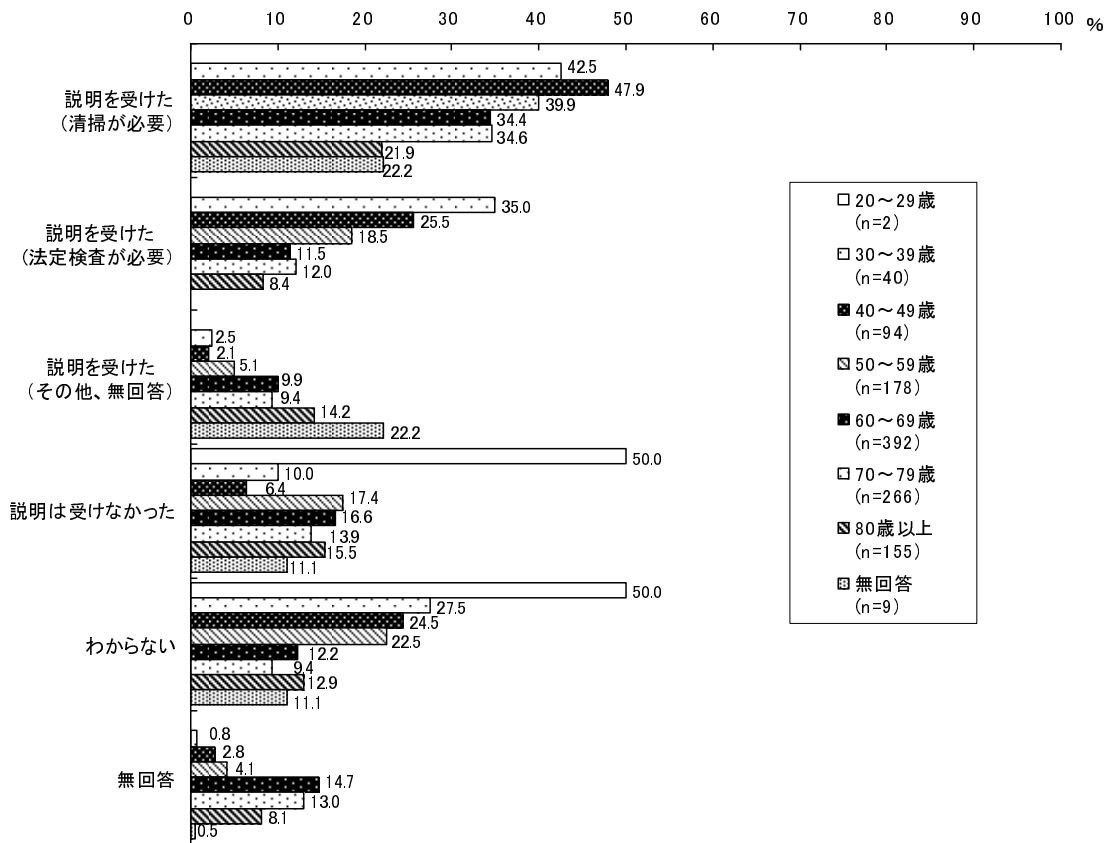


図 4-1-5 維持管理業務の必要性 (清掃業者からの説明, 年齢別)

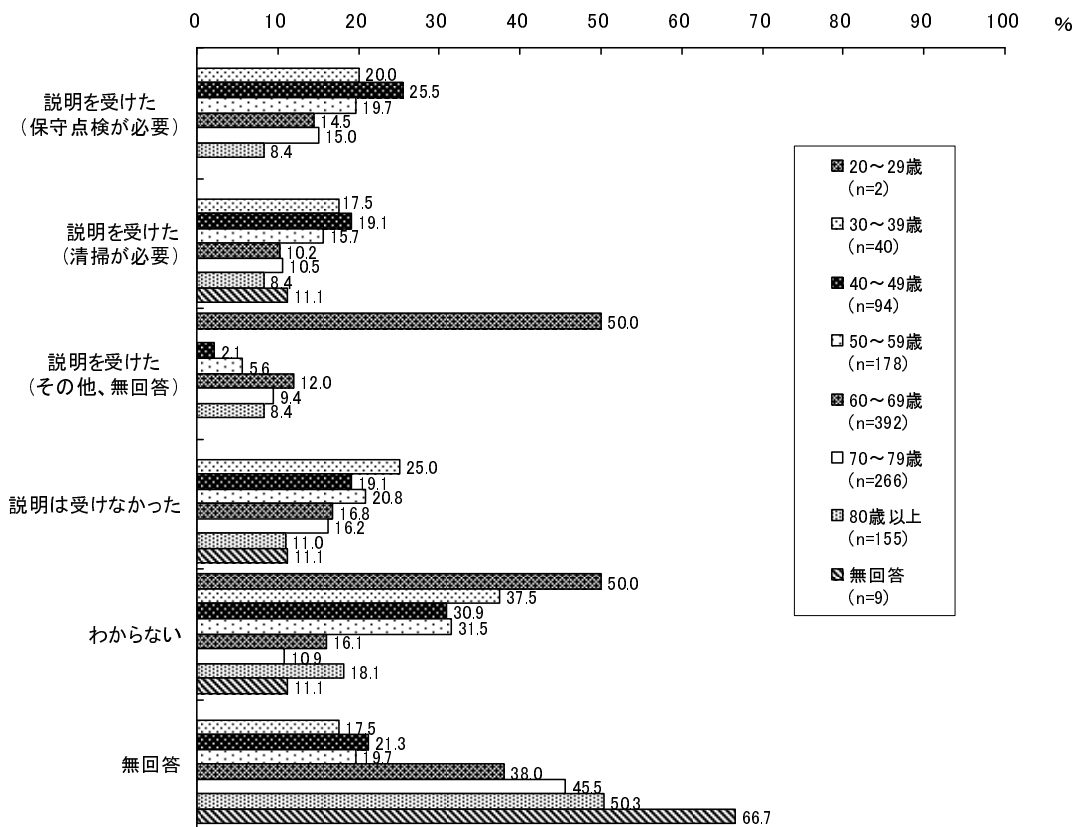


図 4-1-6 維持管理業務の必要性 (指定検査機関からの説明, 年齢別)

1-5 浄化槽種類に関して

(1) 法定検査受検状況及び使用年数と浄化槽種類の関係

回答者 1,094 名のうち、法定検査受検者、未受検者別に浄化槽の種類についてクロス集計を行った。

受検者に比べ、特に本調査（問 11）で「法定検査を受けていない」と回答した未受検者において、単独処理浄化槽を持つ管理者の割合がやや高い傾向を示した。（図 4-2-1）

加えて、浄化槽の種類と使用年数についてクロス集計を行った。（図 4-2-2）使用年数 10 年未満の回答者では合併処理浄化槽が 90%以上であり、使用年数 10 年以上の回答者では単独処理浄化槽が 60%程度を占めていた。この傾向は、受検者、未受検者別の集計においても大きな違いは見られなかった。

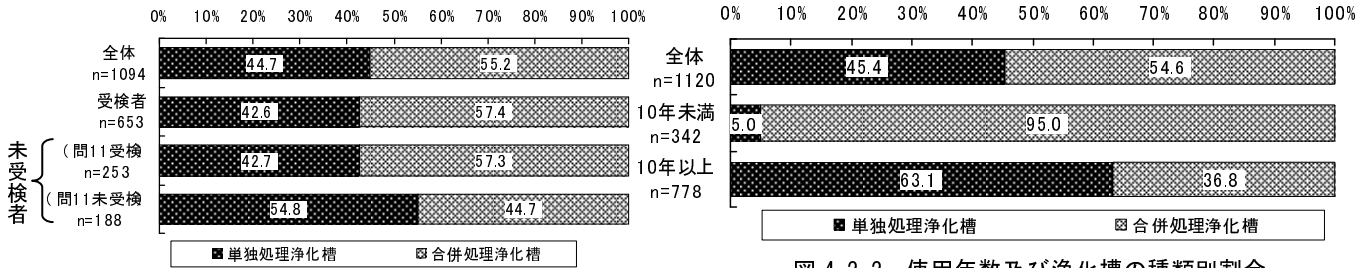


図 4-2-1 浄化槽の種類別割合

図 4-2-2 使用年数及び浄化槽の種類別割合

※回答者のうち不明分を除く

(2) 浄化槽の種類別集計

回答者 482 名のうち、法定検査受検者、未受検者及び浄化槽の種類別に行ったクロス集計において、特徴の見られたものは以下のとおりである。

浄化槽の種類に対する認識状況（問 2）では、単独処理浄化槽を持つ回答者において「合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違いを知らなかった」とした割合がやや高い傾向を示した。

（図 4-2-3）また、受検・未受検による傾向の違いは見られなかった。同様に、浄化槽の機能と水環境の保全についての考え方（問 17）では、未受検者のうち、単独処理浄化槽を持つ回答者において「清掃や保守点検をしていれば、法定検査は必要ない」とした割合がやや高い傾向を示した。（図 4-2-4）

また、維持管理に関する説明についても「説明を受けなかった」と回答した割合は、合併処理浄化槽よりも単独処理浄化槽を持つ回答者において、やや高い傾向を示した。

使用年数（設置時期）との関連性も考えられるが、単独処理浄化槽を持つ管理者は、合併処理浄化槽を持つ管理者よりも法定検査の必要性を理解していないと考えられる。

<未受検者>

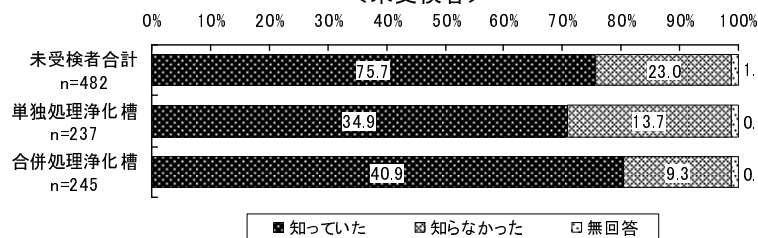


図 4-2-3 浄化槽の種類（合併・単独）に対する認識状況

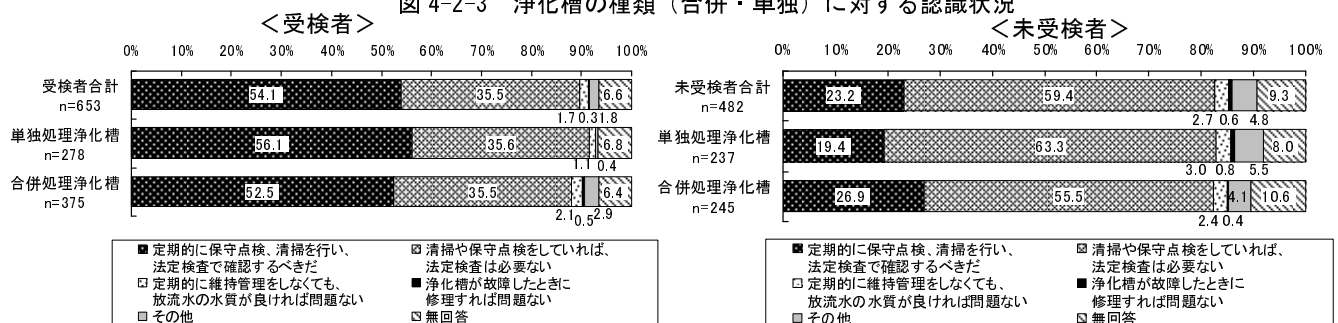


図 4-2-4 浄化槽の機能と水環境の保全についての考え方

(資料編)

1. 調査概要

1-1. 調査対象

広島県内の浄化槽管理者を対象とし、次の方法でアンケートを行った。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 抽出方法 | 各市町の浄化槽管理者（法定検査受検者・未受検者）から無作為抽出 |
| (2) 配布方法 | 郵送 |
| (3) 調査期間 | 計画：平成 25 年 6 月 5 日～6 月 18 日
※宛先不明による対象者減少などにより、未受検者を対象に追加発送を実施。 |
| (4) 調査対象数 | 計画：2,034 名（各市町設置基数の約 1%，4,000 基未満の場合 40 名）
実施：2,379 名（表 1-1：計画数に未受検者 345 名を追加） |
| (5) 有効回答数 | 計画：1,119 名以上（各市町の法定検査受検者・未受検者各 10 名以上）
回収：1,136 名（表 1-2：各市町内訳）
※安芸高田市の未受検者については、予定の有効回答 10 名を下回った。 |
| (6) 回収率 | 47.8%（うち法定検査受検者 64.3%，未受検者 35.4%） |

1-2. 対象者内訳, 回収結果

アンケートの対象者内訳, 回収率は以下の通り。

表 1-2-1 回収数及び回収率

市町	受検 未受検	配布数			対象外 (宛先不明等)	回収数	回収率
		初回	追加	合計			
合計	○	1016	0	1016	24	653	64.3%
	×	1018	345	1363	126	483	35.4%
	計	2034	345	2379	150	1136	47.8%
1 広島市	○	72	0	72	0	37	51.4%
	×	72	22	94	0	35	37.2%
	計	144	22	166	6	72	43.4%
2 呉市	○	41	0	41	0	25	61.0%
	×	41	10	51	0	16	31.4%
	計	82	10	92	18	41	44.6%
3 竹原市	○	34	0	34	0	19	55.9%
	×	34	10	44	0	16	36.4%
	計	68	10	78	3	35	44.9%
4 三原市	○	64	0	64	0	36	56.3%
	×	64	19	83	0	31	37.3%
	計	128	19	147	0	67	45.6%
5 尾道市	○	115	0	115	0	80	69.6%
	×	115	34	149	0	73	49.0%
	計	230	34	264	0	153	58.0%
6 福山市	○	173	0	173	0	109	63.0%
	×	173	51	224	0	53	23.7%
	計	346	51	397	49	162	40.8%
7 府中市	○	34	0	34	0	20	58.8%
	×	35	10	45	0	12	26.7%
	計	69	10	79	2	32	40.5%
8 三次市	○	41	0	41	0	25	61.0%
	×	42	13	55	0	12	21.8%
	計	83	13	96	4	37	38.5%
9 庄原市	○	20	0	20	0	19	95.0%
	×	20	22	42	0	10	23.8%
	計	40	22	62	0	29	46.8%
10 大竹市	○	20	0	20	0	13	65.0%
	×	20	8	28	0	11	39.3%
	計	40	8	48	10	24	50.0%
11 東広島市	○	105	0	105	0	61	58.1%
	×	104	36	140	0	36	25.7%
	計	209	36	245	45	97	39.6%
12 廿日市市	○	74	0	74	0	49	66.2%
	×	75	22	97	0	48	49.5%
	計	149	22	171	1	97	56.7%
13 安芸高田市	○	23	0	23	0	20	87.0%
	×	23	9	32	0	7	21.9%
	計	46	9	55	0	27	49.1%
14 江田島市	○	20	0	20	0	15	75.0%
	×	20	12	32	0	23	71.9%
	計	40	12	52	2	38	73.1%
15 府中町	○	20	0	20	0	12	60.0%
	×	20	7	27	0	10	37.0%
	計	40	7	47	5	22	46.8%
16 海田町	○	20	0	20	0	11	55.0%
	×	20	6	26	0	10	38.5%
	計	40	6	46	1	21	45.7%
17 熊野町	○	20	0	20	0	17	85.0%
	×	20	6	26	0	11	42.3%
	計	40	6	46	1	28	60.9%
18 坂町	○	20	0	20	0	12	60.0%
	×	20	6	26	0	10	38.5%
	計	40	6	46	3	22	47.8%
19 安芸太田町	○	20	0	20	0	16	80.0%
	×	20	6	26	0	12	46.2%
	計	40	6	46	0	28	60.9%
20 北広島町	○	20	0	20	0	12	60.0%
	×	20	6	26	0	10	38.5%
	計	40	6	46	0	22	47.8%
21 大崎上島町	○	20	0	20	0	13	65.0%
	×	20	12	32	0	10	31.3%
	計	40	12	52	0	23	44.2%
22 世羅町	○	20	0	20	0	15	75.0%
	×	20	12	32	0	12	37.5%
	計	40	12	52	0	27	51.9%
23 神石高原町	○	20	0	20	0	17	85.0%
	×	20	6	26	0	15	57.7%
	計	40	6	46	0	32	69.6%

2. 調査結果

回答割合は少数点以下第二位を四捨五入した値で表示しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

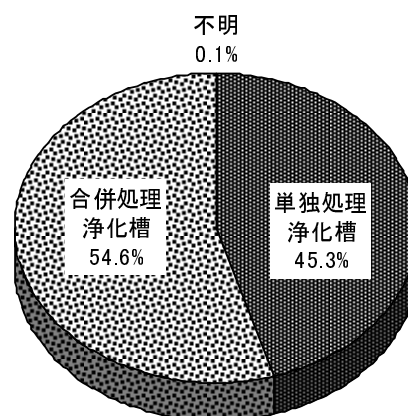
2-1. 回答者の属性

(1) 市町別回収数

No.	項目	件数	割合	No.	項目	件数	割合
1	広島市	72	6.3%	13	安芸高田市	27	2.4%
2	呉市	41	3.6%	14	江田島市	38	3.3%
3	竹原市	35	3.1%	15	府中町	22	1.9%
4	三原市	67	5.9%	16	海田町	21	1.8%
5	尾道市	153	13.5%	17	熊野町	28	2.5%
6	福山市	162	14.3%	18	坂町	22	1.9%
7	府中市	32	2.8%	19	安芸太田町	28	2.5%
8	三次市	37	3.3%	20	北広島町	22	1.9%
9	庄原市	29	2.6%	21	大崎上島町	23	2.0%
10	大竹市	24	2.1%	22	世羅町	27	2.4%
11	東広島市	97	8.5%	23	神石高原町	32	2.8%
12	廿日市市	97	8.5%		合計	1136	100.0%

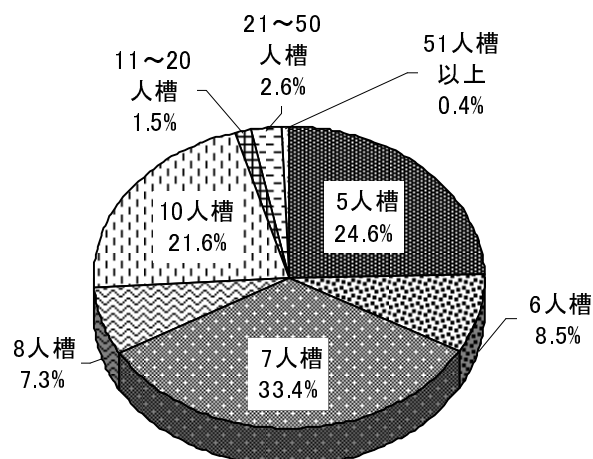
(2) 浄化槽の種類

No.	項目	件数	割合
1	単独処理浄化槽	515	45.3%
2	合併処理浄化槽	620	54.6%
3	不明	1	0.1%
	合計	1136	100.0%



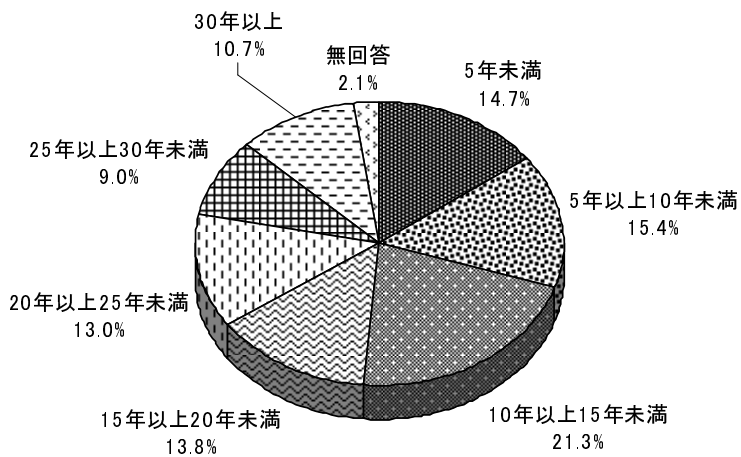
(3) 人槽

No.	項目	件数	割合
1	5人槽	280	24.6%
2	6人槽	97	8.5%
3	7人槽	379	33.4%
4	8人槽	83	7.3%
5	10人槽	245	21.6%
6	11~20人槽	17	1.5%
7	21~50人槽	30	2.6%
8	51人槽以上	5	0.4%
9	不明	0	0.0%
	合計	1136	100.0%



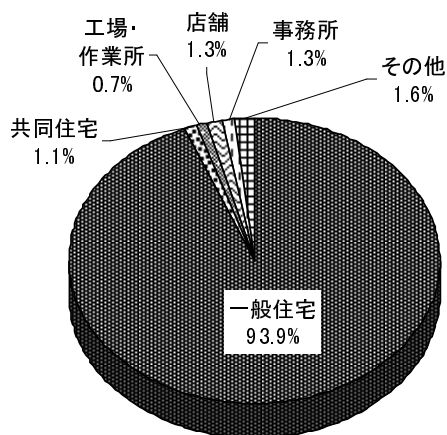
(4) 浄化槽使用年数

No.	項目	件数	割合
1	5年未満	167	14.7%
2	5年以上10年未満	175	15.4%
3	10年以上15年未満	242	21.3%
4	15年以上20年未満	157	13.8%
5	20年以上25年未満	148	13.0%
6	25年以上30年未満	102	9.0%
7	30年以上	121	10.7%
8	無回答	24	2.1%
	合計	1136	100.0%



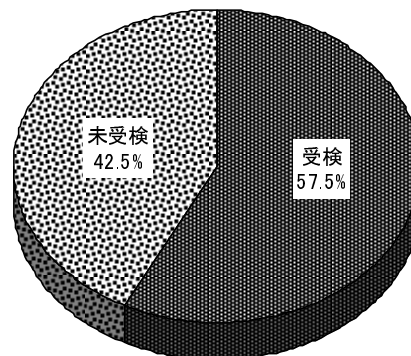
(5) 建築種別

No.	項目	件数	割合
1	一般住宅	1067	93.9%
2	共同住宅	13	1.1%
3	工場・作業所	8	0.7%
4	店舗	15	1.3%
5	事務所	15	1.3%
6	その他	18	1.6%
	合計	1136	100.0%



(6) 法定検査の受検・未受検

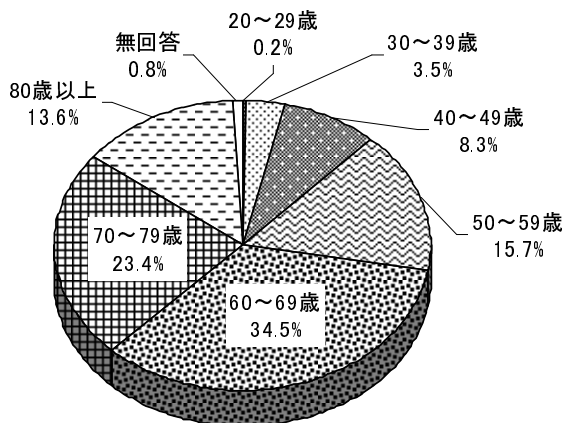
No.	項目	件数	割合
1	受検	653	57.5%
2	未受検	483	42.5%
	合計	1136	100.0%



2-2. 基礎情報

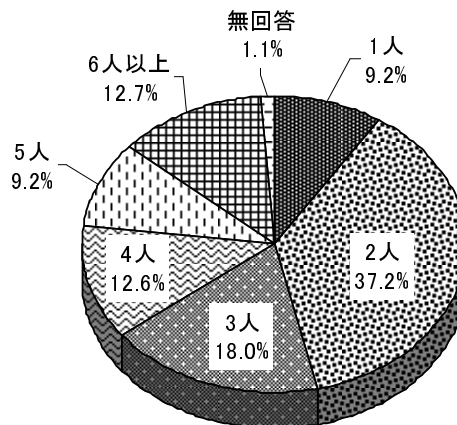
(1) 回答者（浄化槽管理者）の年齢

No.	項目	件数	割合
1	20～29歳	2	0.2%
2	30～39歳	40	3.5%
3	40～49歳	94	8.3%
4	50～59歳	178	15.7%
5	60～69歳	392	34.5%
6	70～79歳	266	23.4%
7	80歳以上	155	13.6%
8	無回答	9	0.8%
	合計	1136	100.0%



(2) 浄化槽の使用人員数（世帯人数）

No.	項目	件数	割合
1	1人	105	9.2%
2	2人	423	37.2%
3	3人	204	18.0%
4	4人	143	12.6%
5	5人	105	9.2%
6	6人以上	144	12.7%
7	無回答	12	1.1%
	合計	1136	100.0%

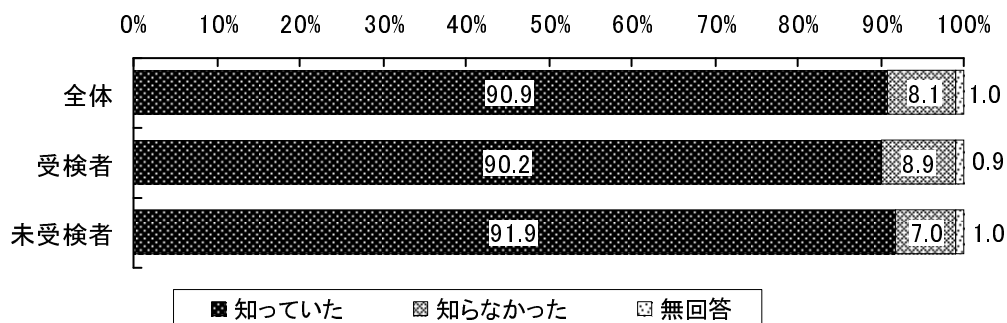


2-3. 浄化槽に関する質問

(1) 基本的な情報の認識・把握

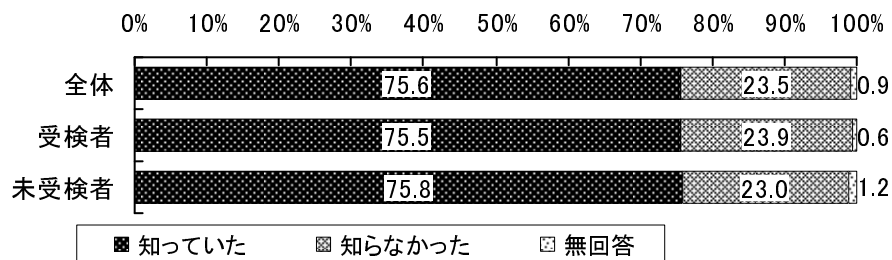
問 1 浄化槽は、トイレの排水や、台所・風呂などの生活雑排水を、微生物の働きで浄化していますが、このことを知っていましたか。(○は1つ)

項目		全体	受検者	未受検者
知っていた	件数	1033	589	444
	%	(90.9)	(90.2)	(91.9)
知らなかった	件数	92	58	34
	%	(8.1)	(8.9)	(7.0)
無回答	件数	11	6	5
	%	(1.0)	(0.9)	(1.0)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



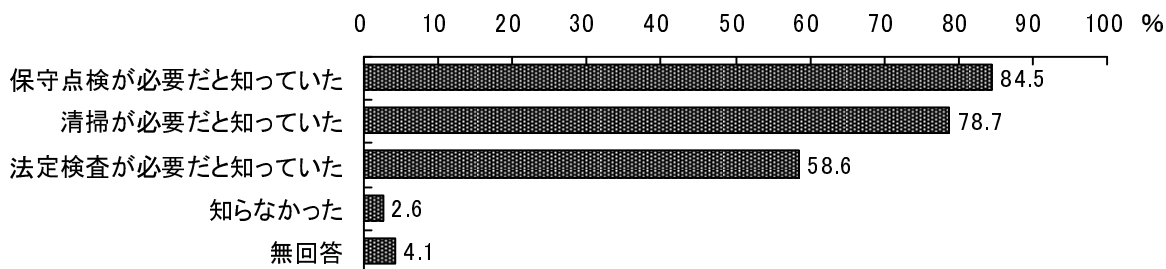
問 2 浄化槽には、「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」があります。合併と単独の2つの浄化槽の違いを知っていましたか。(○は1つ)

項目		全体	受検者	未受検者
知っていた	件数	859	493	366
	%	(75.6)	(75.5)	(75.8)
知らなかった	件数	267	156	111
	%	(23.5)	(23.9)	(23.0)
無回答	件数	10	4	6
	%	(0.9)	(0.6)	(1.2)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



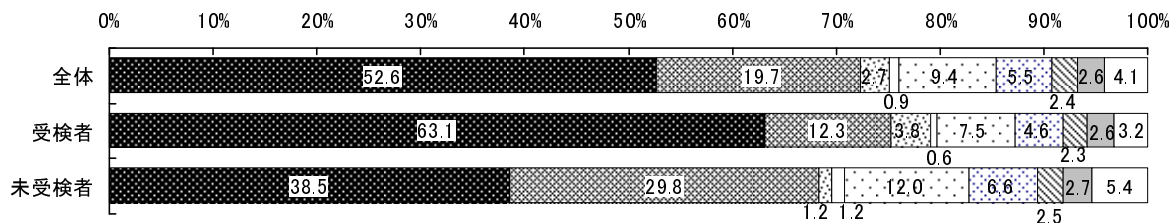
問3 浄化槽の機能を適切に発揮するためには、定期的な維持管理（維持管理は保守点検、清掃、法定検査の3つがあります）が必要ですが、このことを知っていましたか。（複数回答可）

No.	項目	件数	割合
1	保守点検が必要だと知っていた	960	84.5%
2	清掃が必要だと知っていた	894	78.7%
3	法定検査が必要だと知っていた	666	58.6%
4	知らなかった	30	2.6%
5	無回答	47	4.1%
	有効回答数	2597	
	回答者数	1136	



<条件別集計>

項目		全体	受検者	未受検者
知っていた (保守点検、清掃、法定検査)	件数 %	598 (52.6)	412 (63.1)	186 (38.5)
知っていた (保守点検、清掃)	件数 %	224 (19.7)	80 (12.3)	144 (29.8)
知っていた (保守点検、法定検査)	件数 %	31 (2.7)	25 (3.8)	6 (1.2)
知っていた (清掃、法定検査)	件数 %	10 (0.9)	4 (0.6)	6 (1.2)
知っていた (保守点検のみ)	件数 %	107 (9.4)	49 (7.5)	58 (12.0)
知っていた (清掃のみ)	件数 %	62 (5.5)	30 (4.6)	32 (6.6)
知っていた (法定検査のみ)	件数 %	27 (2.4)	15 (2.3)	12 (2.5)
全て知らなかった	件数 %	30 (2.6)	17 (2.6)	13 (2.7)
無回答	件数 %	47 (4.1)	21 (3.2)	26 (5.4)
合計	件数 %	1136 (100.0)	653 (100.0)	483 (100.0)

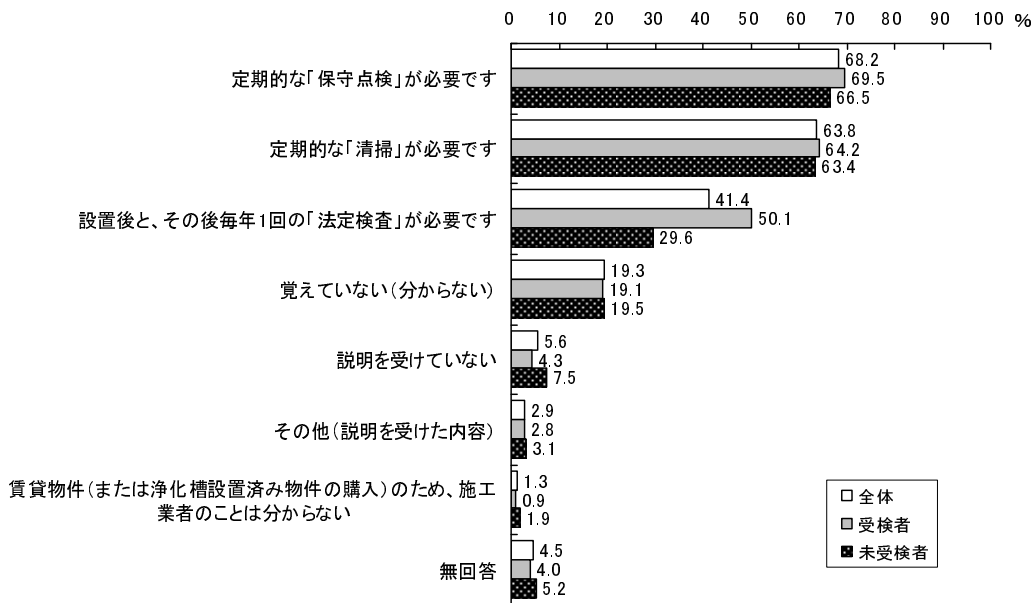


■ 知っていた (保守点検、清掃、法定検査)	▨ 知っていた (保守点検、清掃)	▩ 知っていた (保守点検、法定検査)
□ 知っていた (清掃、法定検査)	□ 知っていた (保守点検のみ)	▩ 知っていた(清掃のみ)
▨ 知っていた (法定検査のみ)	■ 全て知らなかった	□ 無回答

問 4 浄化槽を設置した際、施工業者から、定期的な維持管理について説明を受けましたか。説明の内容を回答してください。（複数回答可）

施工業者：浄化槽の設置工事を行った業者（=浄化槽工事業者）

項目		全体	受検者	未受検者
定期的な「保守点検」が必要です	件数	775	454	321
	%	(68.2)	(69.5)	(66.5)
定期的な「清掃」が必要です	件数	725	419	306
	%	(63.8)	(64.2)	(63.4)
設置後と、その後毎年1回の「法定検査」が必要です	件数	470	327	143
	%	(41.4)	(50.1)	(29.6)
その他(説明を受けた内容)	件数	33	18	15
	%	(2.9)	(2.8)	(3.1)
説明を受けていない	件数	64	28	36
	%	(5.6)	(4.3)	(7.5)
覚えていない(分からない)	件数	219	125	94
	%	(19.3)	(19.1)	(19.5)
賃貸物件(または浄化槽設置済み物件の購入)のため、施工業者のことは分からない	件数	15	6	9
	%	(1.3)	(0.9)	(1.9)
無回答	件数	51	26	25
	%	(4.5)	(4.0)	(5.2)
有効回答数(合計)		2352	1403	949
回答者数		1136	653	483

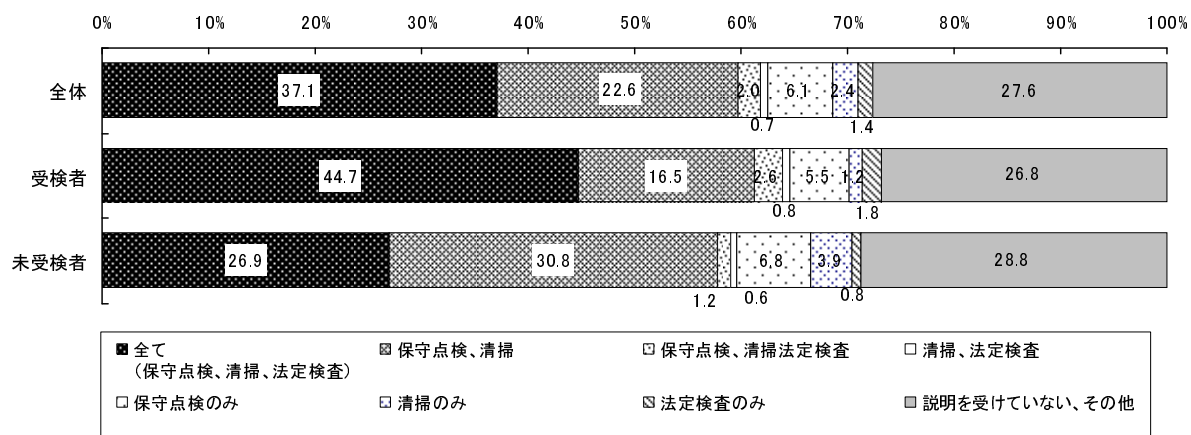


【その他と答えた方の記述】※ () は意見数

- ・ 維持管理内容についての説明 (10)
- ・ 説明は無かった，覚えていない (5)
- ・ 浄化槽使用時の注意点 (4)
- ・ 維持管理を業者に委託すること (2)
- ・ その他 (6)

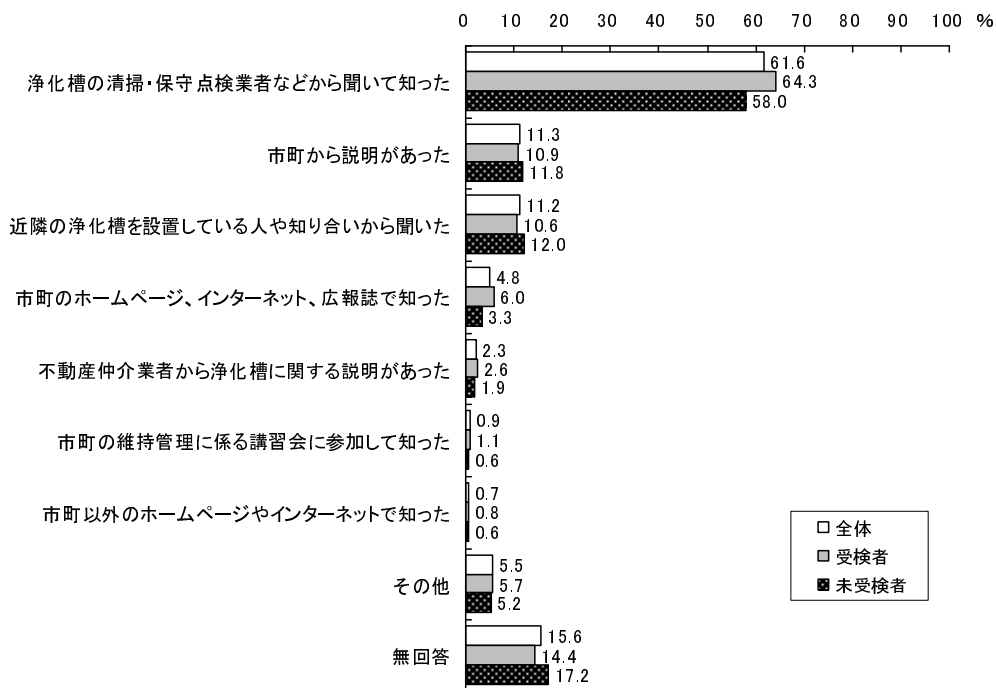
<条件別集計>

項目(説明を受けた内容)		全体	受検者	未受検者
全て (保守点検、清掃、法定検査)	件数 %	422 (37.1)	292 (44.7)	130 (26.9)
保守点検、清掃	件数 %	257 (22.6)	108 (16.5)	149 (30.8)
保守点検、清掃法定検査	件数 %	23 (2.0)	17 (2.6)	6 (1.2)
清掃、法定検査	件数 %	8 (0.7)	5 (0.8)	3 (0.6)
保守点検のみ	件数 %	69 (6.1)	36 (5.5)	33 (6.8)
清掃のみ	件数 %	27 (2.4)	8 (1.2)	19 (3.9)
法定検査のみ	件数 %	16 (1.4)	12 (1.8)	4 (0.8)
説明を受けていない、その他	件数 %	314 (27.6)	175 (26.8)	139 (28.8)
合計	件数 %	1136 (100.0)	653 (100.0)	483 (100.0)



問5 施工業者からの説明以外で、浄化槽の維持管理について何から知りましたか。（複数回答可）

項目		全体	受検者	未受検者
浄化槽の清掃・保守点検業者などから聞いて知った	件数	700	420	280
	%	(61.6)	(64.3)	(58.0)
市町から説明があった	件数	128	71	57
	%	(11.3)	(10.9)	(11.8)
近隣の浄化槽を設置している人や知り合いから聞いた	件数	127	69	58
	%	(11.2)	(10.6)	(12.0)
市町のホームページ、インターネット、広報誌で知った	件数	55	39	16
	%	(4.8)	(6.0)	(3.3)
不動産仲介業者から浄化槽に関する説明があった	件数	26	17	9
	%	(2.3)	(2.6)	(1.9)
市町の維持管理に係る講習会に参加して知った	件数	10	7	3
	%	(0.9)	(1.1)	(0.6)
市町以外のホームページやインターネットで知った	件数	8	5	3
	%	(0.7)	(0.8)	(0.6)
その他	件数	62	37	25
	%	(5.5)	(5.7)	(5.2)
無回答	件数	177	94	83
	%	(15.6)	(14.4)	(17.2)
有効回答数(合計)		1293	759	534
回答者数		1136	653	483



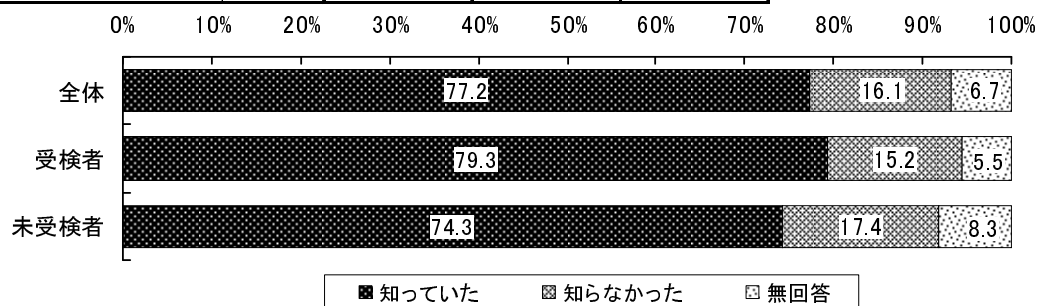
【その他と答えた方の記述】

- ・ 仕事を通じて（関連業務に従事していた）（12）
- ・ 誰からも説明を受けていない（7）
- ・ 市町からのハガキ、文書など（5）
- ・ 分からない、覚えていない（5）
- ・ 説明書、法令など自分で調べた（3）
- ・ その他（17）

(2) 保守点検

問 6 浄化槽の「保守点検」とは、どのようなことを行うか知っていましたか。(○は1つ)

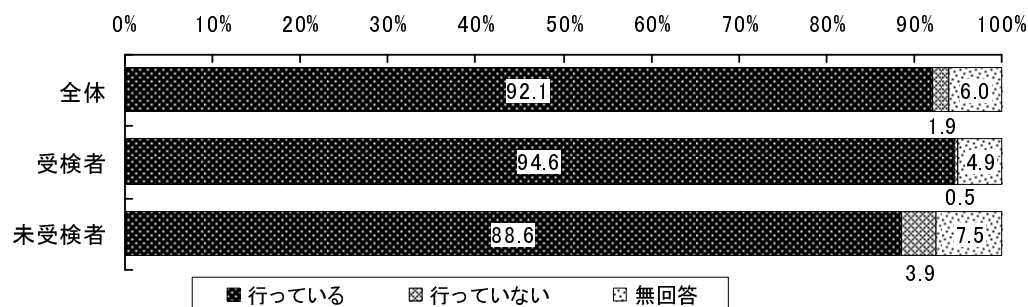
項目		全体	受検者	未受検者
知っていた	件数	877	518	359
	%	(77.2)	(79.3)	(74.3)
知らなかった	件数	183	99	84
	%	(16.1)	(15.2)	(17.4)
無回答	件数	76	36	40
	%	(6.7)	(5.5)	(8.3)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問 7 浄化槽の「保守点検」は、専門知識を持った、国家資格を有する事業者により行われています。あなたは、保守点検業者に委託して「保守点検」を行っていますか。(○は1つ)

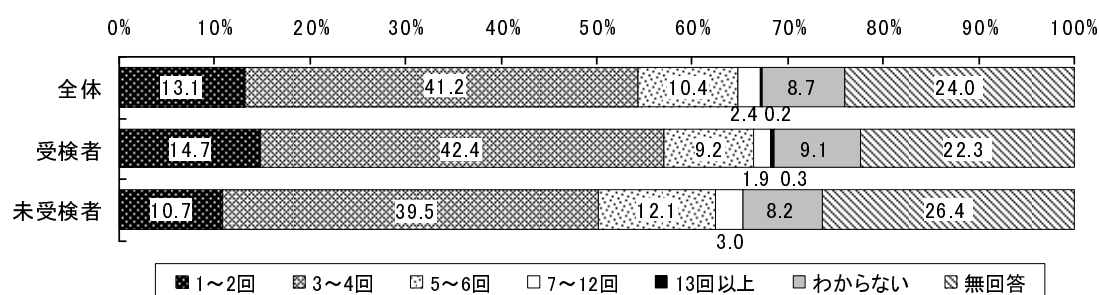
※回数は浄化槽の型式、使用状況により異なります。

項目		全体	受検者	未受検者
行っている	件数	1046	618	428
	%	(92.1)	(94.6)	(88.6)
行っていない	件数	22	3	19
	%	(1.9)	(0.5)	(3.9)
無回答	件数	68	32	36
	%	(6.0)	(4.9)	(7.5)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



○実施回数

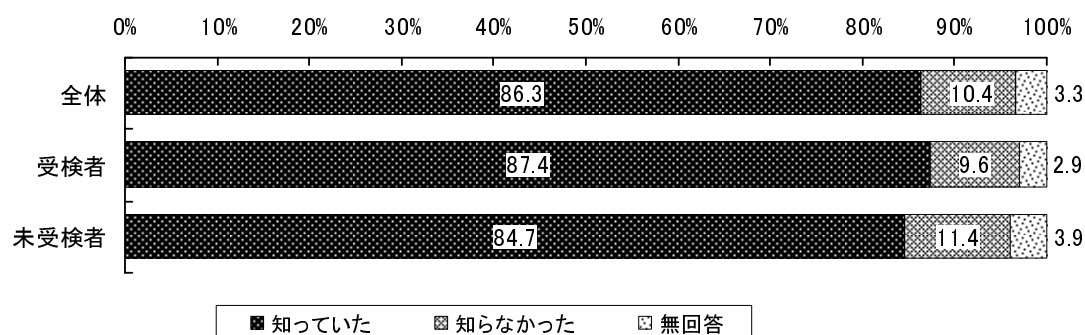
項目		全体	受検者	未受検者
1～2回	件数	137	91	46
	%	(13.1)	(14.7)	(10.7)
3～4回	件数	431	262	169
	%	(41.2)	(42.4)	(39.5)
5～6回	件数	109	57	52
	%	(10.4)	(9.2)	(12.1)
7～12回	件数	25	12	13
	%	(2.4)	(1.9)	(3.0)
13回以上	件数	2	2	0
	%	(0.2)	(0.3)	(0.0)
わからない	件数	91	56	35
	%	(8.7)	(9.1)	(8.2)
無回答	件数	251	138	113
	%	(24.0)	(22.3)	(26.4)
合計	件数	1046	618	428
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



(3) 清掃

問8 浄化槽の「清掃」とは、どのようなことを行うか知っていましたか。(○は1つ)

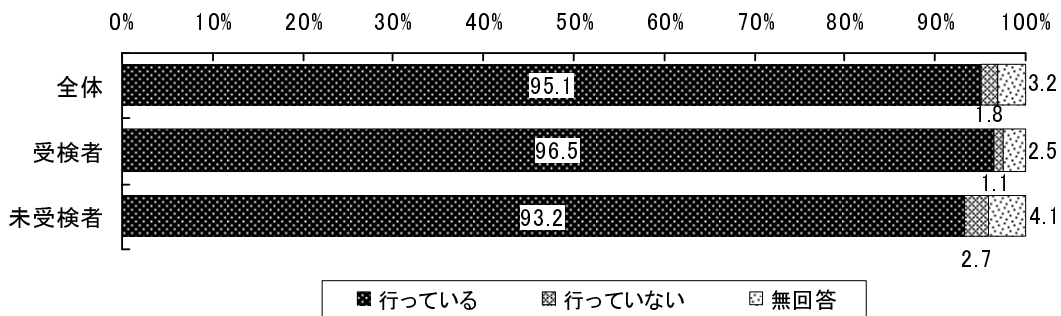
項目		全体	受検者	未受検者
知っていた	件数	980	571	409
	%	(86.3)	(87.4)	(84.7)
知らなかった	件数	118	63	55
	%	(10.4)	(9.6)	(11.4)
無回答	件数	38	19	19
	%	(3.3)	(2.9)	(3.9)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問9 浄化槽は、年1回^{*}以上、「清掃」（溜まった汚泥の引き出し）が必要ですが、あなたは、清掃業者に委託して清掃を行っていますか。（○は1つ）

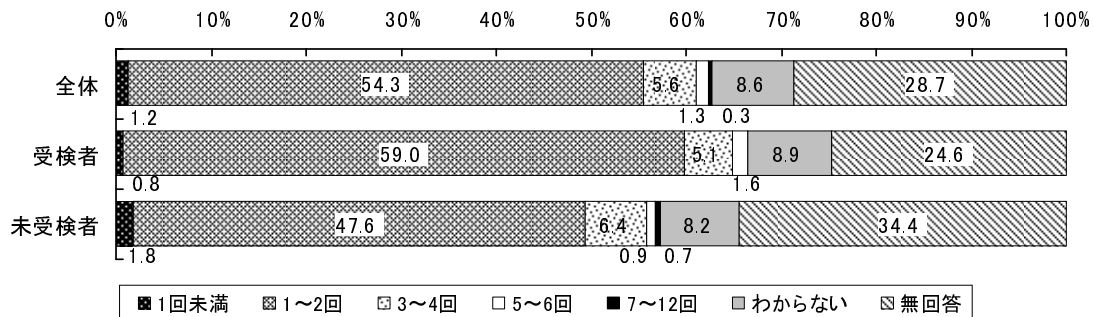
※回数は浄化槽の型式、使用状況により異なります。

項目		全体	受検者	未受検者
行っている	件数	1080	630	450
	%	(95.1)	(96.5)	(93.2)
行っていない	件数	20	7	13
	%	(1.8)	(1.1)	(2.7)
無回答	件数	36	16	20
	%	(3.2)	(2.5)	(4.1)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



○ 実施回数

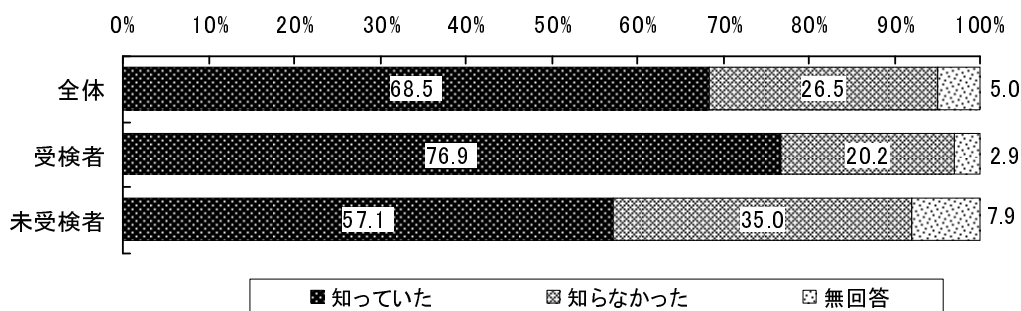
項目		全体	受検者	未受検者
1回未満	件数	13	5	8
	%	(1.2)	(0.8)	(1.8)
1～2回	件数	586	372	214
	%	(54.3)	(59.0)	(47.6)
3～4回	件数	61	32	29
	%	(5.6)	(5.1)	(6.4)
5～6回	件数	14	10	4
	%	(1.3)	(1.6)	(0.9)
7～12回	件数	3	0	3
	%	(0.3)	(0.0)	(0.7)
わからない	件数	93	56	37
	%	(8.6)	(8.9)	(8.2)
無回答	件数	310	155	155
	%	(28.7)	(24.6)	(34.4)
合計	件数	1080	630	450
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



(4) 法定検査

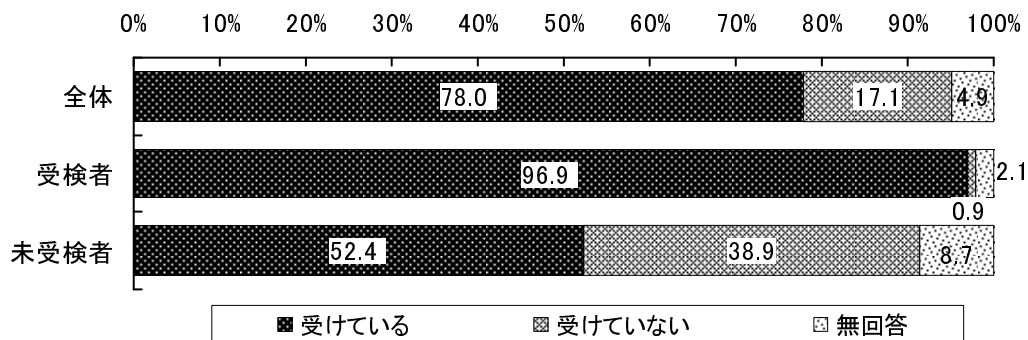
問 10 浄化槽の「法定検査」とは、どのような目的で行われるか知っていましたか。(○は1つ)

項目		全体	受検者	未受検者
知っていた	件数	778	502	276
	%	(68.5)	(76.9)	(57.1)
知らなかった	件数	301	132	169
	%	(26.5)	(20.2)	(35.0)
無回答	件数	57	19	38
	%	(5.0)	(2.9)	(7.9)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問 11 あなたは、毎年1回、指定検査機関が行う浄化槽の「法定検査」を受けていますか。(○は1つ)

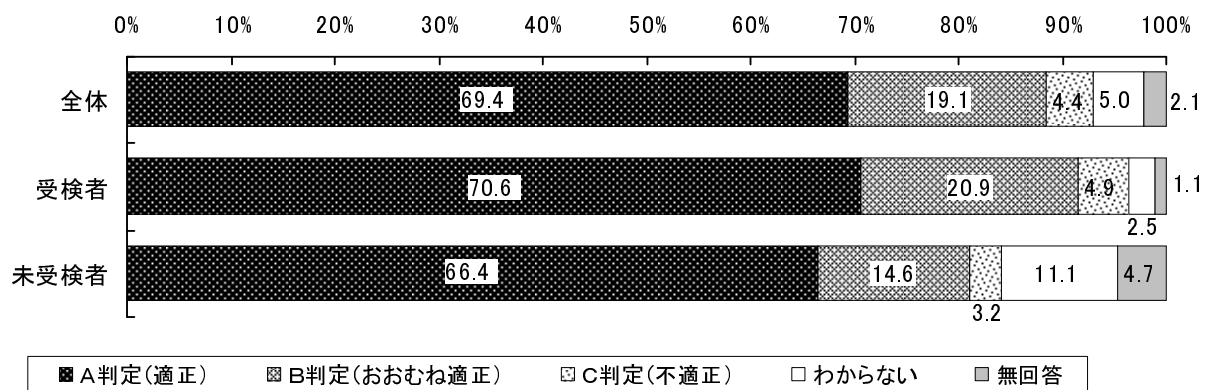
項目		全体	受検者	未受検者
受けている	件数	886	633	253
	%	(78.0)	(96.9)	(52.4)
受けていない	件数	194	6	188
	%	(17.1)	(0.9)	(38.9)
無回答	件数	56	14	42
	%	(4.9)	(2.1)	(8.7)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



■受検者に対する質問（問12～13、問11で「1.受けている」と回答された方）

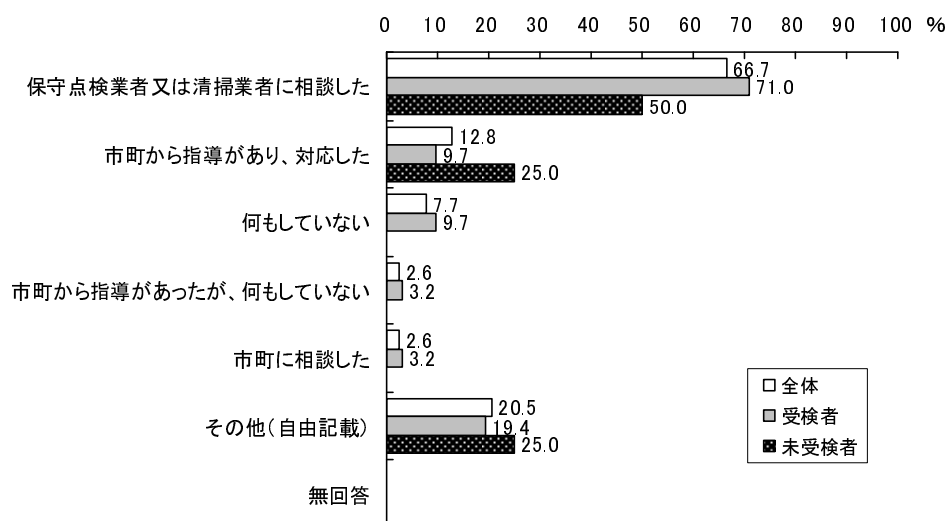
問12 「法定検査」を受けられて、その結果はどのようなものでしたか。最近の検査結果で記入してください。（○は1つ）

項目		全体	受検者	未受検者
A判定(適正)	件数	615	447	168
	%	(69.4)	(70.6)	(66.4)
B判定(おおむね適正)	件数	169	132	37
	%	(19.1)	(20.9)	(14.6)
C判定(不適正)	件数	39	31	8
	%	(4.4)	(4.9)	(3.2)
わからない	件数	44	16	28
	%	(5.0)	(2.5)	(11.1)
無回答	件数	19	7	12
	%	(2.1)	(1.1)	(4.7)
合計	件数	886	633	253
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問 13 問 12 で「C判定（不適正）」の判定が出た方にお伺いします。結果を受けた後、どのように対応されましたか。（複数回答可）

項目		全体	受検者	未受検者
保守点検業者又は清掃業者に相談した	件数 %	26 (66.7)	22 (71.0)	4 (50.0)
市町から指導があり、対応した	件数 %	5 (12.8)	3 (9.7)	2 (25.0)
何もしていない	件数 %	3 (7.7)	3 (9.7)	0 (0.0)
市町から指導があったが、何もしていない	件数 %	1 (2.6)	1 (3.2)	0 (0.0)
市町に相談した	件数 %	1 (2.6)	1 (3.2)	0 (0.0)
その他(自由記載)	件数 %	8 (20.5)	6 (19.4)	2 (25.0)
無回答	件数 %	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
有効回答数(合計)	件数	44	36	8
回答者数	件数	39	31	8



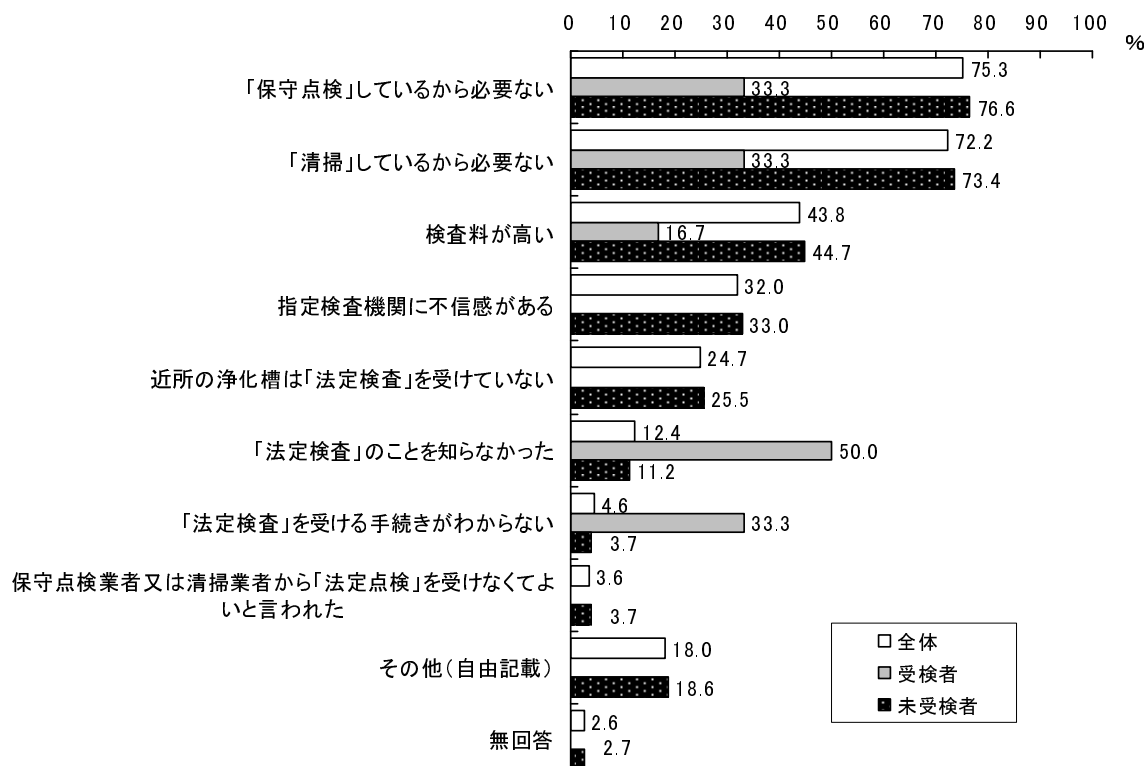
【その他と答えた方の記述】

- ・ 点検業者からは異常なしの報告を受けた (1)
- ・ 自分で直した (1)
- ・ 清掃予定があり、相談していない (1)
- ・ その他 (6)

■未受検者に対する質問（問14～16、問11で「2.受けていない」と回答された方）

問14 「法定検査」を受けない理由は何ですか。（複数回答可）

項目		全体	受検者	未受検者
「保守点検」しているから必要ない	件数	146	2	144
	%	(75.3)	(33.3)	(76.6)
「清掃」しているから必要ない	件数	140	2	138
	%	(72.2)	(33.3)	(73.4)
検査料が高い	件数	85	1	84
	%	(43.8)	(16.7)	(44.7)
指定検査機関に不信感がある	件数	62	0	62
	%	(32.0)	(0.0)	(33.0)
近所の浄化槽は「法定検査」を受けていない	件数	48	0	48
	%	(24.7)	(0.0)	(25.5)
「法定検査」のことを知らなかった	件数	24	3	21
	%	(12.4)	(50.0)	(11.2)
「法定検査」を受ける手続きがわからない	件数	9	2	7
	%	(4.6)	(33.3)	(3.7)
保守点検業者又は清掃業者から「法定点検」を受けなくてよいと言われた	件数	7	0	7
	%	(3.6)	(0.0)	(3.7)
その他(自由記載)	件数	35	0	35
	%	(18.0)	(0.0)	(18.6)
無回答	件数	5	0	5
	%	(2.6)	(0.0)	(2.7)
有効回答数(合計)	件数	561	10	551
回答者数	件数	194	6	188

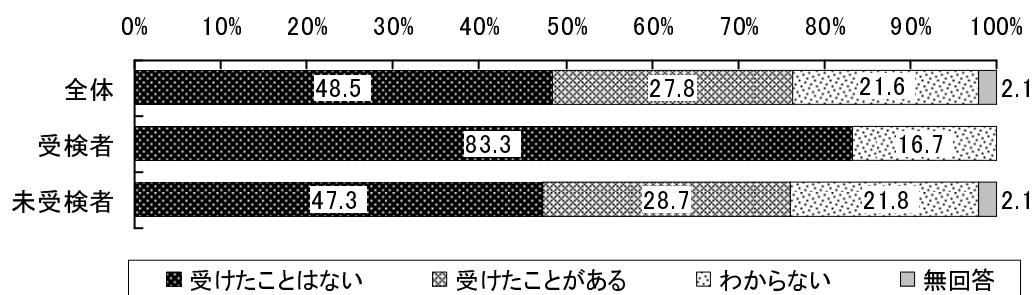


【その他と答えた方の記述】

- ・ 必要性が理解できない (10)
- ・ 周囲の人から必要ないと言われた (4)
- ・ 設置後間も無いため (4)
- ・ 事業者や行政が責任を持つべき (3)
- ・ 公平・中立性に疑問がある (1)
- ・ 検査にかかる経費が不明瞭 (1)
- ・ その他 (9)

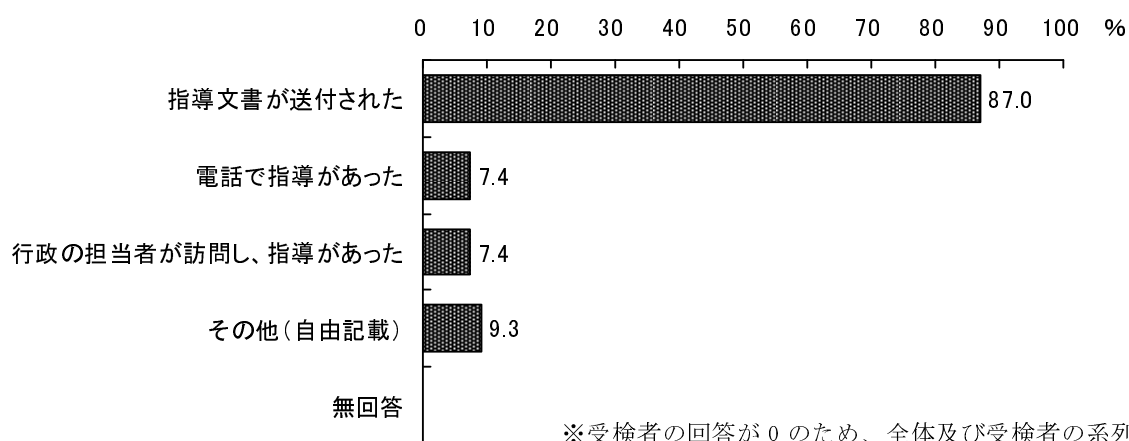
問 15 法定検査を受けないことに対し、行政（県又は市町）から、指導を受けたことがありますか。（○は1つ）

項目		全体	受検者	未受検者
受けたことはない	件数	94	5	89
	%	(48.5)	(83.3)	(47.3)
受けたことがある	件数	54	0	54
	%	(27.8)	(0.0)	(28.7)
わからない	件数	42	1	41
	%	(21.6)	(16.7)	(21.8)
無回答	件数	4	0	4
	%	(2.1)	(0.0)	(2.1)
合計	件数	194	6	188
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問 16 問 15 で「2 受けたことがある」と回答した方にお伺いします。受けた内容について、次の中から該当するものに○をしてください。（複数回答可）

項目		全体	受検者	未受検者
指導文書が送付された	件数 %	47 (87.0)	0 —	47 (87.0)
電話で指導があった	件数 %	4 (7.4)	0 —	4 (7.4)
行政の担当者が訪問し、指導があった	件数 %	4 (7.4)	0 —	4 (7.4)
その他(自由記載)	件数 %	5 (9.3)	0 —	5 (9.3)
無回答	件数 %	0 (0.0)	0 —	0 (0.0)
有効回答数(合計)	件数	60	0	60
回答者数	件数	54	0	54

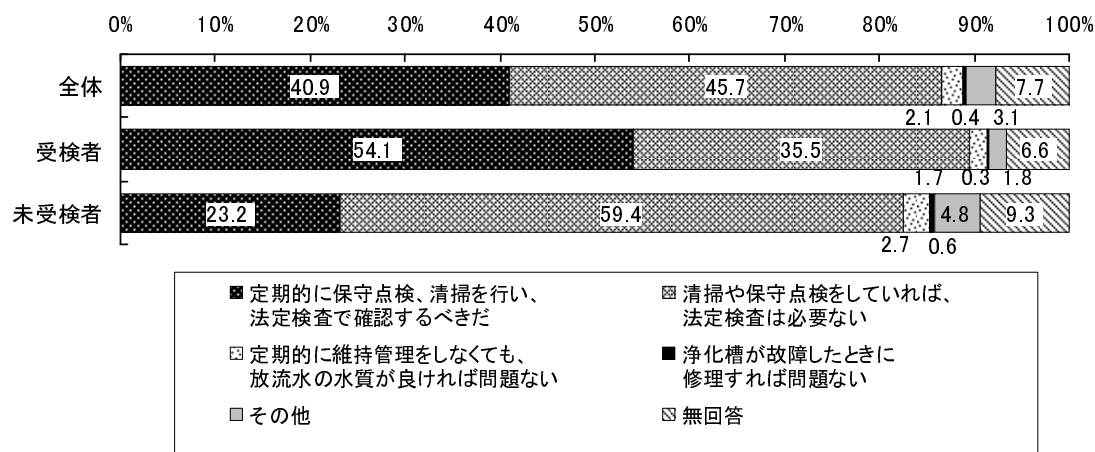


(5) 浄化槽の維持管理に対する意識

■ 全員に対する質問（問 17 以降全て）

問 17 浄化槽の機能が発揮されないと、身近な水環境の保全に影響が生じることも考えられますが、あなたはどのように考えますか。（○は一つ）

項目		全体	受検者	未受検者
定期的に保守点検、清掃を行い、 法定検査で確認するべきだ	件数	465	353	112
	%	(40.9)	(54.1)	(23.2)
清掃や保守点検をしていれば、 法定検査は必要ない	件数	519	232	287
	%	(45.7)	(35.5)	(59.4)
定期的に維持管理をしなくても、 放流水の水質が良ければ問題ない	件数	24	11	13
	%	(2.1)	(1.7)	(2.7)
浄化槽が故障したときに 修理すれば問題ない	件数	5	2	3
	%	(0.4)	(0.3)	(0.6)
その他	件数	35	12	23
	%	(3.1)	(1.8)	(4.8)
無回答	件数	88	43	45
	%	(7.7)	(6.6)	(9.3)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



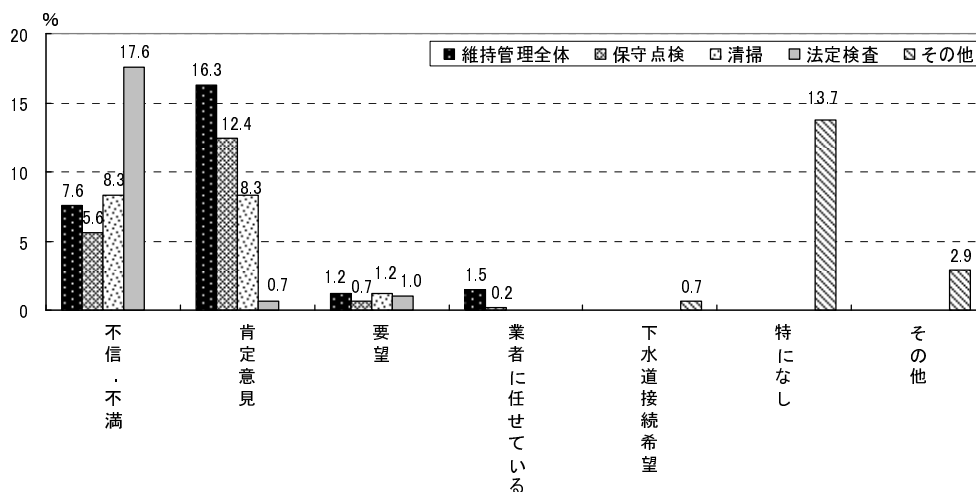
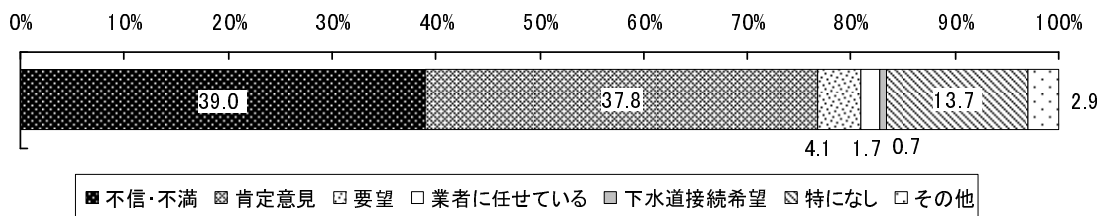
【その他と答えた方の記述】

- ・ 必要性は理解できるが、経費の負担が大きい (10)
- ・ 必要性は理解できるが、実施頻度等に疑問がある (7)
- ・ 全世帯が適正に管理しなければ意味がない (4)
- ・ 法律で決まっているなら仕方ない (2)
- ・ その他 (7)

(6) 保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関

問 18 浄化槽の維持管理を委託する保守点検業者、清掃業者、指定検査機関について、良かった点、改善してほしい点などを感じる事があれば、自由に記載してください。

内 容		意見	割合(%)
維持管理全体	不信・不満	31	7.6
	肯定意見	67	16.3
	要望	5	1.2
	業者に任せている	6	1.5
	計	109	26.6
保守点検	不信・不満	23	5.6
	肯定意見	51	12.4
	要望	3	0.7
	業者に任せている	1	0.2
	計	78	19.0
清掃	不信・不満	34	8.3
	肯定意見	34	8.3
	要望	5	1.2
	業者に任せている	0	0.0
	計	73	17.8
法定検査	不信・不満	72	17.6
	肯定意見	3	0.7
	要望	4	1.0
	業者に任せている	0	0.0
	計	79	19.3
下水道接続希望		3	0.7
特になし		56	13.7
その他		12	2.9
意見数(合計)		410	100.0
回答者数		349	-
回答率(問18回答者/全回答者)		30.8%	-



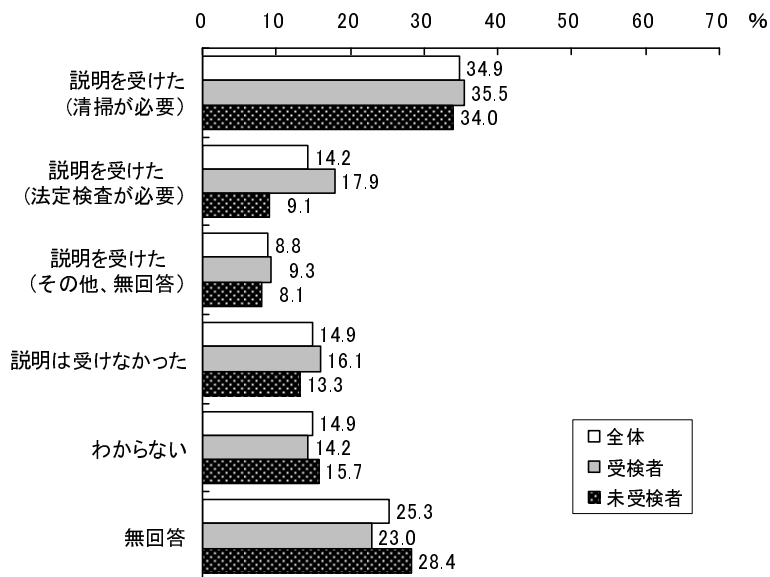
【不信、不満及び要望の主な記述】

- ・料金に対して不満がある (45)
(金額が高すぎる, 費用の決め方が分からない, 蓋をあけて帰るだけで 5000 円は高い等)
- ・日程調整, 対応に対する不満がある (35)
〔日程を連絡してもらえない, 日程を勝手に決められる, 清掃の 2~3 日後に検査が来る, 清掃後すぐに保守点検が来た, 結果の説明がない等〕
- ・法定検査は不要 (25)
(保守点検・清掃をしているのだから法定検査は不要, 保守点検と変わらない等)
- ・維持管理作業に対する不信感がある (14)
(仕事内容にしては点検料金が低い, きちんと掃除してくれない, 水を持って帰るだけ等)
- ・回数に対する不満がある (10)
〔保守点検回数を減らしても良いのではないか, 人槽よりも少ない人数しか住んでいないのに年 1 回の清掃は過剰, 検査の期間を延長してほしい等〕
- ・維持管理未実施者に対する不公平感がある (9)
〔検査するよりもまず保守点検・清掃をしていない人にしてもらうようにすべき, 近所では法定検査を受けていない等〕
- ・競争がない (9)
(独占企業, 自由競争が必要, 検査機関を選択する自由がない等)
- ・天下り (2)
- ・単独処理浄化槽は河川の汚れの問題として見逃すべきではない (1)

問 19 保守点検業者, 清掃業者, 指定検査機関は, 連携して管理者に適正な維持管理を促していくことが大切ですが, あなたは, 各事業者から他の業務の必要性について, 説明を受けたことがありますか。

○保守点検業者

項目		全体	受検者	未受検者
説明を受けた (清掃が必要)	件数	396	232	164
	%	(34.9)	(35.5)	(34.0)
説明を受けた (法定検査が必要)	件数	161	117	44
	%	(14.2)	(17.9)	(9.1)
説明を受けた (その他、無回答)	件数	100	61	39
	%	(8.8)	(9.3)	(8.1)
説明は受けなかった	件数	169	105	64
	%	(14.9)	(16.1)	(13.3)
わからない	件数	169	93	76
	%	(14.9)	(14.2)	(15.7)
無回答	件数	287	150	137
	%	(25.3)	(23.0)	(28.4)
有効回答数(合計)	件数	1282	758	524
回答者数	件数	1136	653	483

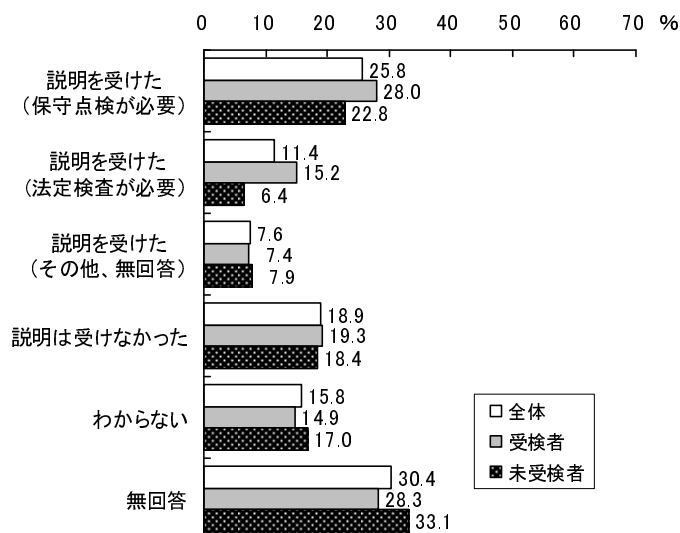


【その他と答えた方の記述】

- ・ 点検結果のみ (13)
- ・ 浄化槽の使用に関するアドバイス (3)
- ・ 法定検査は必要ない (2)
- ・ その他 (19)

○清掃業者

項目		全体	受検者	未受検者
説明を受けた (保守点検が必要)	件数 %	293 (25.8)	183 (28.0)	110 (22.8)
説明を受けた (法定検査が必要)	件数 %	130 (11.4)	99 (15.2)	31 (6.4)
説明を受けた (その他、無回答)	件数 %	86 (7.6)	48 (7.4)	38 (7.9)
説明は受けなかった	件数 %	215 (18.9)	126 (19.3)	89 (18.4)
わからない	件数 %	179 (15.8)	97 (14.9)	82 (17.0)
無回答	件数 %	345 (30.4)	185 (28.3)	160 (33.1)
有効回答数(合計)	件数	1248	738	510
回答者数	件数	1136	653	483

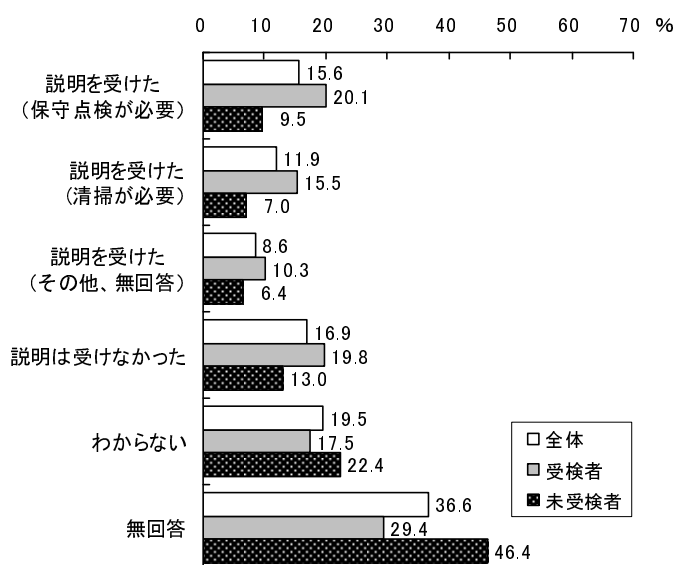


【その他と答えた方の記述】

- ・ 作業結果のみ (7)
- ・ 浄化槽の使用に関するアドバイス (4)
- ・ その他 (16)

○指定検査機関

項目		全体	受検者	未受検者
説明を受けた (保守点検が必要)	件数	177	131	46
	%	(15.6)	(20.1)	(9.5)
説明を受けた (清掃が必要)	件数	135	101	34
	%	(11.9)	(15.5)	(7.0)
説明を受けた (その他、無回答)	件数	98	67	31
	%	(8.6)	(10.3)	(6.4)
説明は受けなかった	件数	192	129	63
	%	(16.9)	(19.8)	(13.0)
わからない	件数	222	114	108
	%	(19.5)	(17.5)	(22.4)
無回答	件数	416	192	224
	%	(36.6)	(29.4)	(46.4)
有効回答数(合計)	件数	1240	734	506
回答者数	件数	1136	653	483



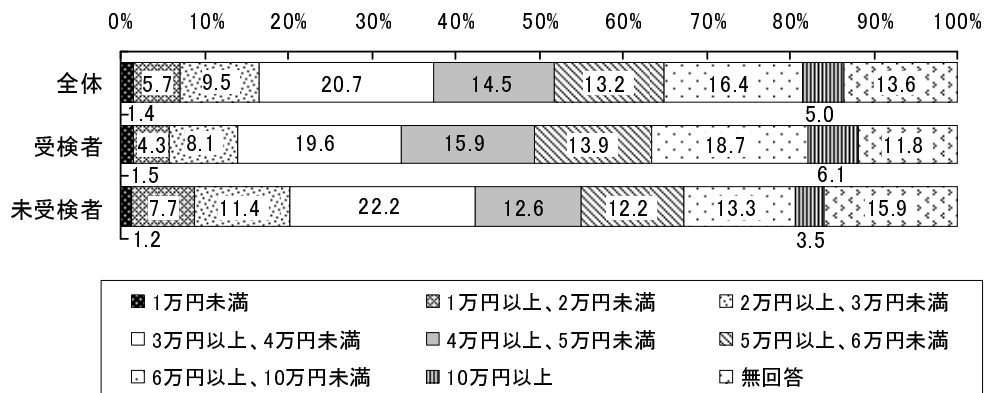
【その他と答えた方の記述】

- ・ 検査結果のみ (12)
- ・ 法定検査の必要性について (8)
- ・ 浄化槽の使用に関するアドバイス (3)

(7) 維持管理費

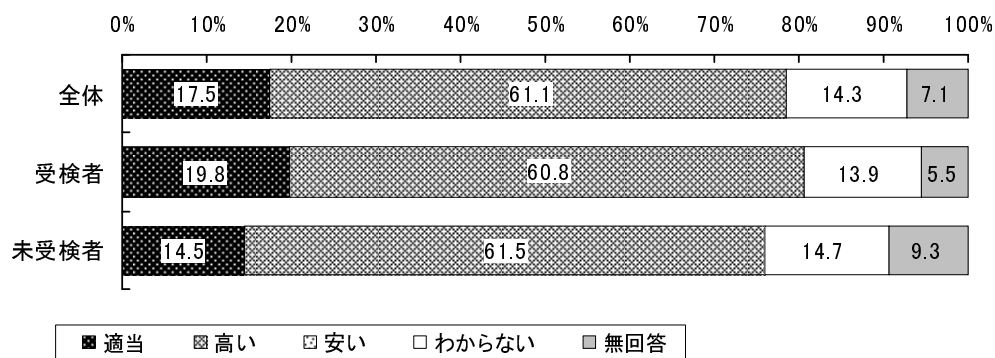
問 20 浄化槽の維持管理について、年間にかかる合計費用（保守点検料金、清掃料金、法定検査手数料）は、およそいくらですか。

項目		全体	受検者	未受検者
1万円未満	件数	16	10	6
	%	(1.4)	(1.5)	(1.2)
1万円以上、2万円未満	件数	65	28	37
	%	(5.7)	(4.3)	(7.7)
2万円以上、3万円未満	件数	108	53	55
	%	(9.5)	(8.1)	(11.4)
3万円以上、4万円未満	件数	235	128	107
	%	(20.7)	(19.6)	(22.2)
4万円以上、5万円未満	件数	165	104	61
	%	(14.5)	(15.9)	(12.6)
5万円以上、6万円未満	件数	150	91	59
	%	(13.2)	(13.9)	(12.2)
6万円以上、10万円未満	件数	186	122	64
	%	(16.4)	(18.7)	(13.3)
10万円以上	件数	57	40	17
	%	(5.0)	(6.1)	(3.5)
無回答	件数	154	77	77
	%	(13.6)	(11.8)	(15.9)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



問 21 浄化槽の機能を維持するには、使用上の注意を守るとともに、定期的な維持管理を行っていくことが大切です。問 20 でお答えいただいた浄化槽の維持管理費用は、そのために必要な費用ですが、どのように感じていますか。（○は1つ）

項目		全体	受検者	未受検者
適当	件数	199	129	70
	%	(17.5)	(19.8)	(14.5)
高い	件数	694	397	297
	%	(61.1)	(60.8)	(61.5)
安い	件数	0	0	0
	%	(0.0)	(0.0)	(0.0)
わからない	件数	162	91	71
	%	(14.3)	(13.9)	(14.7)
無回答	件数	81	36	45
	%	(7.1)	(5.5)	(9.3)
合計	件数	1136	653	483
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)



(8) 行政の広報

問 22 国，県，市町では，ホームページ・広報紙等で，浄化槽の適正な維持管理，法定検査受検の広報を行っています。こうした広報をご覧になったことがありますか。ご覧になったことがあるものに，○をつけてください。（複数回答可）

項目			全体	受検者	未受検者
国	ホームページ	件数 %	6 (0.5)	6 (0.9)	0 (0.0)
	不明、その他	件数 %	2 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)
県	ホームページ	件数 %	19 (1.7)	15 (2.3)	4 (0.8)
	不明、その他	件数 %	35 (3.1)	24 (3.7)	11 (2.3)
市町	ホームページ	件数 %	19 (1.7)	14 (2.1)	5 (1.0)
	広報紙	件数 %	233 (20.5)	152 (23.3)	81 (16.8)
	チラシ	件数 %	28 (2.5)	20 (3.1)	8 (1.7)
	回覧板	件数 %	27 (2.4)	14 (2.1)	13 (2.7)
	不明、その他	件数 %	18 (1.6)	13 (2.0)	5 (1.0)
見たことはない		件数 %	549 (48.3)	302 (46.2)	247 (51.1)
わからない		件数 %	124 (10.9)	66 (10.1)	58 (12.0)
無回答		件数 %	163 (14.3)	84 (12.9)	79 (16.4)
有効回答数(合計)		件数	1223	711	512
回答者数		件数	1136	653	483

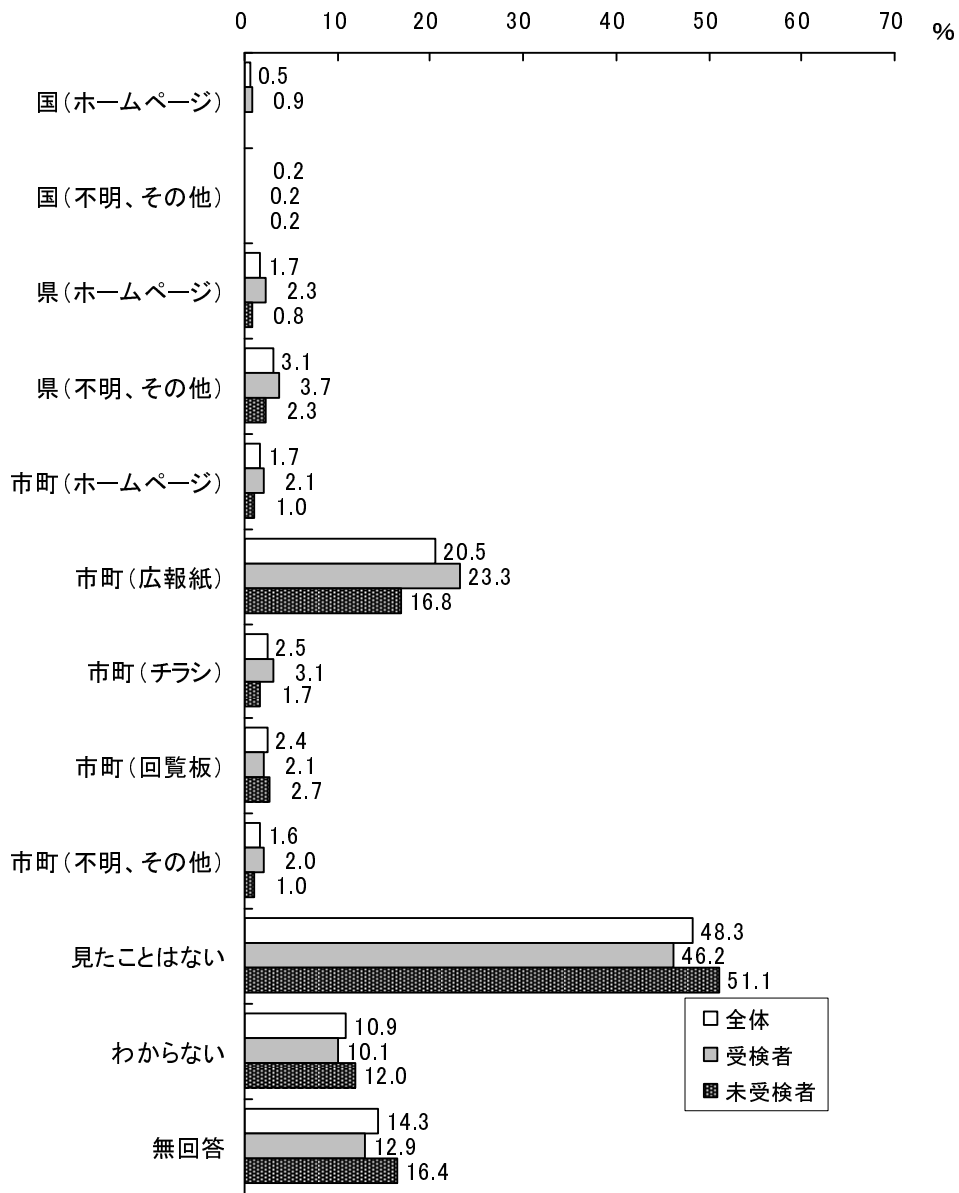
【その他と答えた方の記述】

< 県 >

- ・ 広報紙 (3)
- ・ 公益社団法人広島県浄化維持管理協会 (2)
- ・ チラシ (2)
- ・ 郵送 (通知) (1)

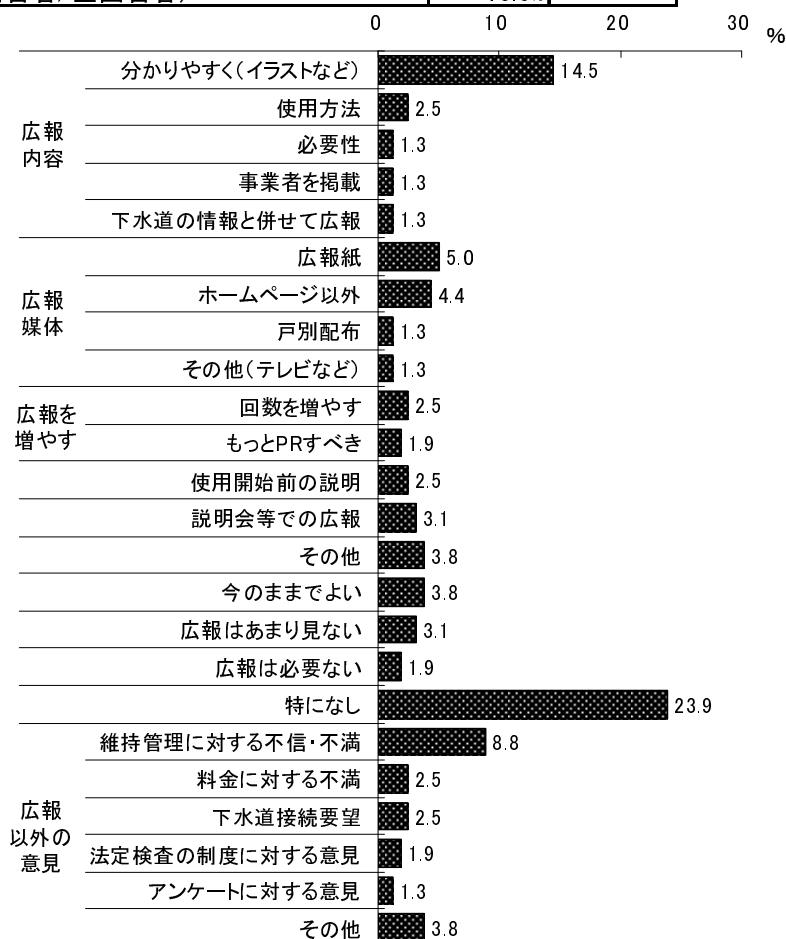
< 市町 >

- ・ 来られた人がくわしく説明してくれました。
- ・ カモンケーブルテレビ
- ・ 近所のものを見て
- ・ 建築業おはこ



問 23 浄化槽の広報の方法についてのご意見（自由記述）

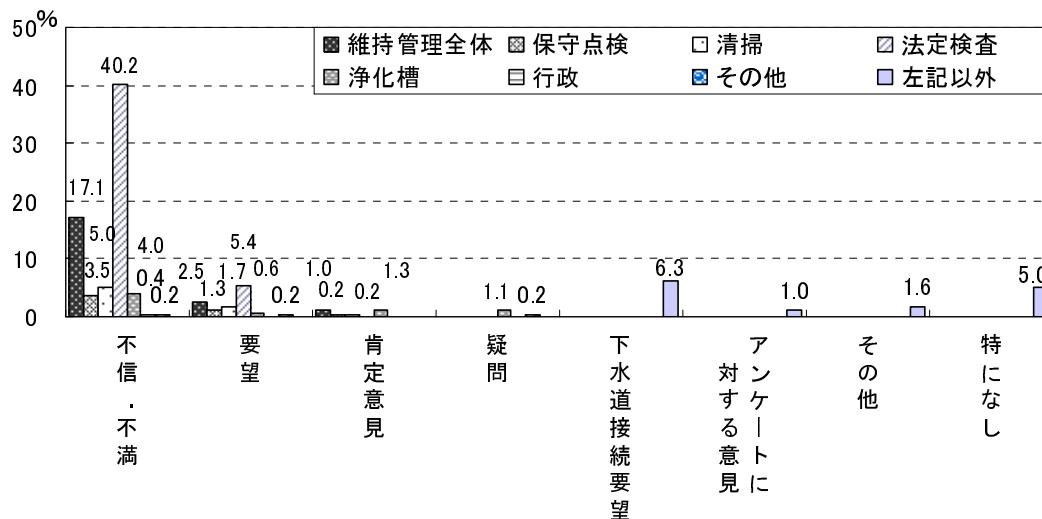
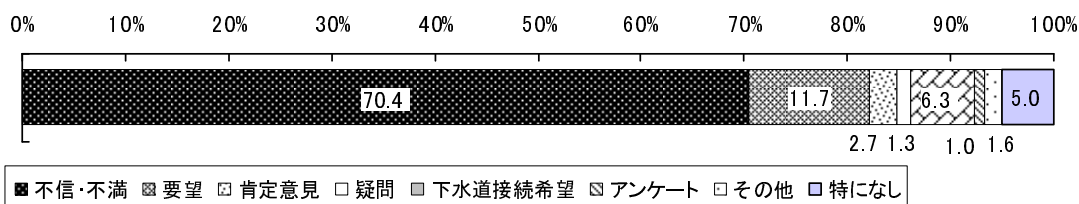
内容		意見数	割合
広報内容	分かりやすく(イラストなど)	23	14.5
	使用方法	4	2.5
	必要性	2	1.3
	事業者を掲載	2	1.3
	下水道の情報を合わせて広報してほしい	2	1.3
	計	33	20.8
広報媒体	広報紙	8	5.0
	ホームページ以外	7	4.4
	戸別配布	2	1.3
	その他(テレビなど)	2	1.3
	計	19	11.9
広報を増やす	回数を増やす	4	2.5
	もっとPRすべき	3	1.9
	計	7	4.4
使用開始前の説明		4	2.5
説明会等での広報		5	3.1
その他		6	3.8
今のままでよい		6	3.8
広報はあまり見ない		5	3.1
広報は必要ない		3	1.9
特になし		38	23.9
広報以外の意見	維持管理に対する不信・不満	14	8.8
	料金に対する不満	4	2.5
	下水道接続要望	4	2.5
	法定検査の制度に対する意見	3	1.9
	アンケートに対する意見	2	1.3
	その他	6	3.8
	計	33	20.8
意見数(合計)		159	100.0
回答者数		157	—
回答率(問23回答者/全回答者)		13.9%	—



(9)浄化槽に関する意見，要望等

問 24 浄化槽に関する疑問，意見，要望（自由意見）

内 容		意見数	割合(%)
維持管理全体	不信・不満	82	17.1
	要望	12	2.5
	肯定意見	5	1.0
	計	99	20.6
保守点検	不信・不満	17	3.5
	要望	6	1.3
	肯定意見	1	0.2
	計	24	5.0
清掃	不信・不満	24	5.0
	要望	8	1.7
	肯定意見	1	0.2
	計	33	6.9
法定検査	不信・不満	193	40.2
	要望	26	5.4
	計	219	45.6
浄化槽	不信・不満	19	4.0
	要望	3	0.6
	肯定意見	6	1.3
	疑問	5	1.0
	計	33	6.9
行政	不信・不満	2	0.4
	計	2	0.4
その他（工場排水） （検討会） （下水道）	不信・不満	1	0.2
	要望	1	0.2
	疑問	1	0.2
	計	3	0.6
下水道接続要望		30	6.3
アンケート		5	1.0
その他		8	1.7
特になし		24	5.0
意見数(合計)		480	100.0
回答者数		468	-
回答率(問24回答者/全回答者)		41.3%	-



【不信、不満及び要望の主な記述】

- ・料金に対して不満がある（131）
〔維持管理費が高い、年金生活者には負担が大きい、補助制度をお願いしたい、下水道に比べて維持管理費がかかる、同じようなことをしているのにそれぞれにお金を払うのはイヤ等〕
- ・法定検査は不要（89）
〔資格のある保守点検業者・清掃業者が管理しているので法定検査は要らない、同じことをやっている、書類を出すだけではだめか、何のために法定検査があるのか分からない等〕
- ・維持管理未実施者に対する不公平感がある（38）
〔保守点検・清掃・法定検査を受けていないところがあり不公平である、法定検査の受検指導もされていない家がある、維持管理未実施の家を行政はもっと把握すべき等〕
- ・回数に対する不満がある（32）
〔保守点検年4回は多い、4ヵ月に1回で良いのに3ヵ月に1回点検される、年2～3回の使用で清掃年1回必要か、年1回の清掃は必要ない、法定検査は5年に1回で良い、業者に管理してもらっているので法定検査は毎年要らない等〕
- ・日程調整、対応に対する不満がある（18）
〔土日に検査してほしい、清掃と保守点検が重なる月があり料金が高い、保守点検・清掃・法定検査の違いを説明してほしい、説明対応できるよう専門職として質の向上が必要等〕
- ・天下り（11）
- ・維持管理作業に対する不信感がある（10）
〔正しく点検されているかどうか分からない、清掃は適当に何れとって料金を請求している、法定検査は数分しか掛かっていない、法定検査は書類だけ見ていて形式的等〕
- ・競争がない（8）
（地区割りで事業者の選択ができない、競争原理が働いていない等）
- ・法定検査を同業者が行っている（2）
- ・単独処理浄化槽は生活排水の垂れ流しに目をむけるべき（2）